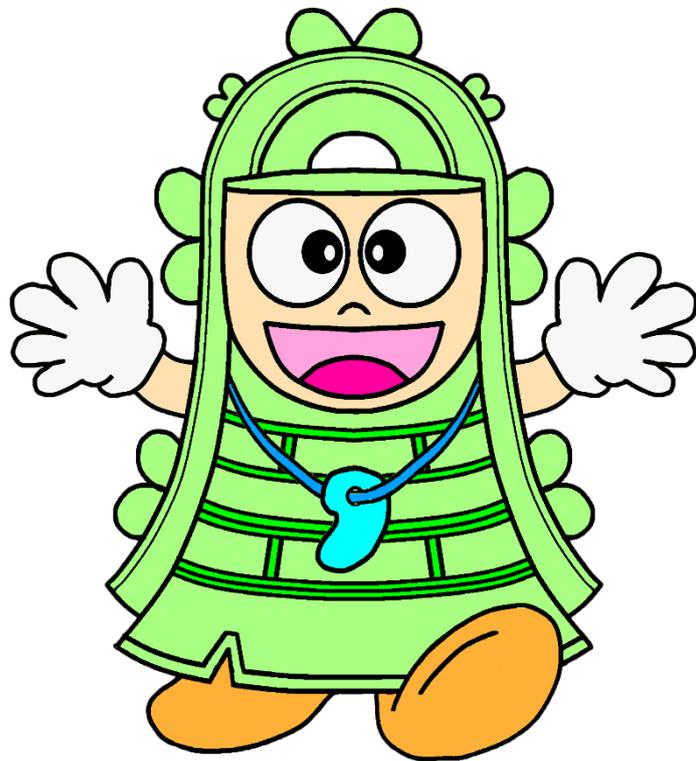


平成 30 年度
野洲市生活困窮者支援事業

実績報告書



令和元年 5 月

野洲市市民部市民生活相談課

(消費生活センター)

目 次

はじめに.....	- 1 -
●平成 30 年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告	- 2 -
1. 自立相談支援事業	- 3 -
2. 住居確保給付金.....	- 17 -
3. 生活福祉資金貸付	- 18 -
4. 就労支援事業（やすワーク）	- 20 -
5. 家計改善支援事業	- 25 -
6. 支援調整会議	- 26 -
7. 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業.....	- 28 -
8. 見守りネットワークについて	- 33 -
9. 学習支援事業 YaSchool（やすクール）	- 36 -
●参考資料	- 47 -
資料 1 平成 30 年度資料集.....	- 48 -
資料 2 規則・要綱.....	- 52 -
○野洲市生活困窮者等支援事業実施規則.....	- 52 -
○野洲市生活困窮者等自立相談支援事業実施要綱.....	- 57 -
○野洲市生活困窮者等家計改善支援事業実施要綱.....	- 58 -
○野洲市相談支援包括化推進会議設置要綱.....	- 60 -
○野洲市支援調整会議要綱.....	- 61 -
○野洲市学習・生活支援事業実施要綱.....	- 64 -

はじめに

平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法が、平成 30 年 6 月に改正され、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が図られました。改正においては、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行なうことが努力義務化されました。

野洲市では、市民の生活の困りごとを解決し、自立を促し、生活再建に向けた支援を行なうことは、市の重要な役割と位置づけ、「おせっかい」を合言葉に、市役所に設置した総合相談窓口を核にして、公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮させる仕組みを、法律改正よりもいち早く取組んできました。中でも、滞納を生活困窮の SOS と捉え、税金等滞納の背景にある問題を把握し、生活再建支援につなげることを盛り込んだ、野洲市債権管理条例が、市の積極的な生活困窮者支援連携の成果といえます。

これからも、「おせっかい」と「一人から」を合言葉に、「しっかり安全・安心」を目標として、当事者に寄り添いながら伴走し、市役所内の関係部署はもとより、市内外の関係機関、NPO 団体などと密接に連携・協働して地域全体のネットワークを充実させ生活困窮者支援を進めてまいります。

令和元年 5 月

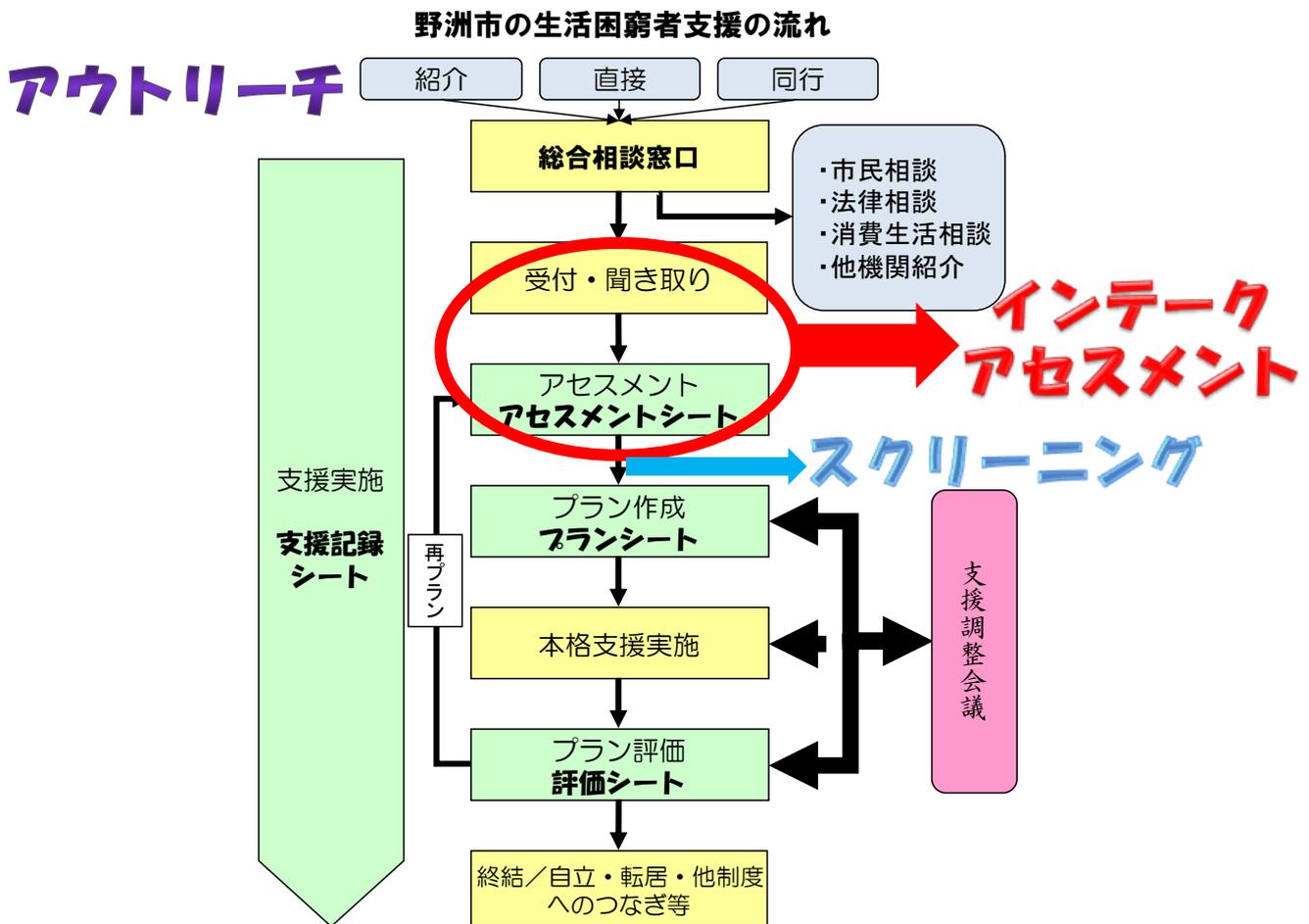
野洲市長 山仲 善彰

平成 30 年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告

平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、全国で生活困窮者支援が動き出し4年が経過しました。

野洲市における生活困窮者支援事業は、平成23年度から取り組んできたパーソナル・サポート・サービスの取組みを基本とし、市役所の総合力で相談者の発見、生活再建支援を実施すること、併せて市役所と民間との協働により、生活困窮者と生活困窮者を取り巻く地域全体への働きかけを通じて、生活困窮状態からの脱却・自立を目指す地域の仕組みづくりを目的として実施しました。

事業については、自立相談支援事業（直営）、家計相談支援事業（直営）、学習支援事業（一部委託）、地域共生社会の実現に向けて、【「わが事・丸ごと」の地域づくり推進事業】における多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施しました。



※支援調整会議は月1回開催 プラン・評価まとめて実施

1. 自立相談支援事業

- 平成30年度1年間の新規相談の受付件数（実数）は、315人で昨年度222人と比べ1.4倍の増加となっています。
- 平成30年度の相談支援の延べ件数は、5,752件です。この相談延べ件数については、相談者との面談や支援対応のほか、関係部署や支援機関、家族等との状況確認やケース会議等の対応件数も含まれています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計	
新規相談受付件数(本人同意なしを含む)	34	19	15	30	23	21	26	21	39	25	30	32	315	
新規相談申込件数(本人同意ありのみ)	25	11	3	18	20	14	15	18	21	18	21	21	205	
プラン策定前支援終了件数 (初回スクリーニング時)	20	10	10	16	7	9	13	8	18	9	9	11	140	
うち	情報提供のみで終了	3	3	6	10	3	6	6	3	10	4	7	3	64
	他機関へのつなぎで終了	17	7	4	6	4	3	7	5	8	5	2	8	76
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援決定・確認件数(再プランを含む)	24	12	22	28	39	22	26	28	16	22	23	42	304	
うち	支援決定あり	11	7	9	18	16	10	13	12	7	6	7	9	125
プラン期間中の一般就労を目標にしている	14	8	13	15	27	21	22	21	12	17	18	28	216	
事業に 等基 づく	住居確保給付金	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
	一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家計相談支援事業	11	7	9	18	16	10	13	12	7	6	7	9	125
	就労準備支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自立相談支援事業による就労支援	15	9	14	20	28	20	21	22	15	18	21	30	233	
その他	生活福祉資金による貸付	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	4	
	生活保護受給者等就労自立促進事業	15	9	14	20	28	20	21	22	15	18	21	233	
評価実施件数(再プランを含む)	10	8	14	14	18	13	19	19	8	8	16	31	178	
評価 結果	終結	5	1	2	1	5	2	5	7	3	2	5	13	51
	再プランして継続	5	7	12	13	13	11	14	12	5	6	10	18	126
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
見 変 化 れ た	変化あり	10	8	14	14	18	13	19	19	8	8	16	31	178
	変化なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価実施件数中、一般就労を目標	6	8	9	7	11	12	16	13	6	8	9	22	127	
うち	一般就労開始を達成	5	5	6	6	5	6	12	11	5	6	6	18	91
支援継続中ケース数	77	91	108	127	142	153	165	170	183	196	206	208	-	

(1) 相談者の属性

① 相談者の性別

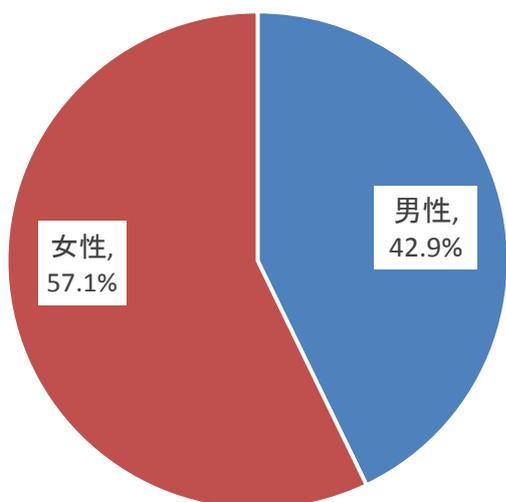
相談者の性別で見ると、男性135人(42.9%)、女性180人(57.1%)となっており、昨年度と同じく、30年度も女性の相談者が多くなっています。

② 相談者の年代別

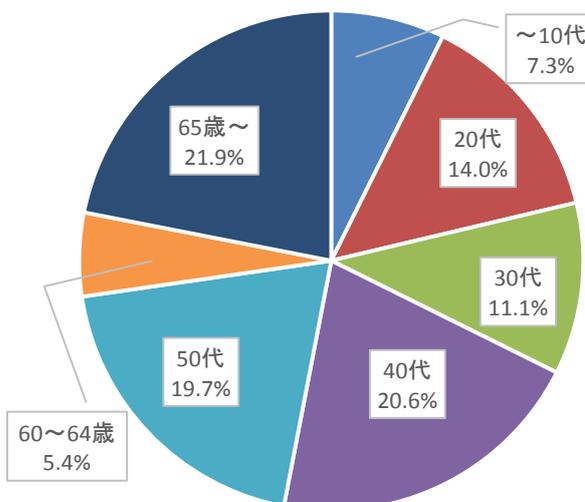
- 年代別では、65歳以上の相談者が69人(21.9%)と一番多くなっています。
- 次に多い年代順は、40歳代65人(20.6%)、50歳代62人(19.7%)、20歳代44人(14.0%)、30歳代35人(11.1%)、～10歳代23人(7.3%)、60～64歳17人(5.4%)となっています。
- ～10歳代23人については、学習支援事業に新規で参加申込みした子ども(12人)を登録したことが要因です。
- 60歳以上の相談が86人(全体の27.3%)と昨年度62人よりも大幅に増加しています。特に65歳以上が69人あり、高齢者に対する生活困窮者支援の必要性が現れています。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計	
相談受付総数		34	19	15	30	23	21	26	21	39	25	30	32	315	
うち	性	男性	16	10	7	10	8	9	13	9	18	10	11	14	135
		女性	18	9	8	20	15	12	13	12	21	15	19	18	180
		不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		～10代	13	2	0	0	0	0	1	1	4	0	2	0	23
	年齢	20代	3	4	2	5	5	1	3	1	4	9	3	4	44
		30代	3	5	1	2	3	3	4	2	4	3	3	2	35
		40代	3	3	3	6	7	5	6	4	8	6	5	9	65
		50代	2	4	2	6	5	9	6	3	8	2	9	6	62
		60～64歳	1	0	2	3	1	1	2	2	1	0	2	2	17
		65歳～	9	1	5	8	2	2	4	8	10	5	6	9	69
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

相談者男女割合



相談者年齢別割合



(2) 相談経路

① 相談経路の内訳について

- ・30年度の相談経路については、関係機関・関係者紹介が179人と一番多く、昨年度121件の1.48倍増加しました。
- ・本人（来所）が昨年度の60人から94人、本人（電話・メール）が15人から18人と、本人自らの相談が増加しました。また、家族・知人（来所）が28人、家族・知人（電話・メール）が6人となっています。
- ・本人からの相談が112人に対し、関係機関・関係者紹介179人、家族・知人紹介34人を合わせた213人となっており、誰かの促しにより相談につながる方が多くなっています。この要因としては、平成27年度に制定された野洲市債権管理条例の運用効果や、野洲市市民生活総合支援推進委員会における研修等の取り組みにより、庁内連携の仕組みがより強化されたことが考えられます。

相談経路			
経路	件数	経路	件数
本人（来所）	94	自立相談支援機関が把握	0
本人（電話・メール）	18	関係機関・関係者紹介	179
家族・知人（来所）	28	その他	2
家族・知人（電話・メール）	6	不明	0

② 関係機関・関係者紹介について

- ・関係機関・関係者からの紹介（179件）は、子育て家庭支援課（48件）、納税推進課（29件）、社会福祉課（25件）、からの相談が多くなっています。
- ・子育て家庭支援課からはひとり親の相談者、社会福祉課からは生活保護等の相談者、納税推進課からは税金滞納者がそれぞれ発見され、つながってきています。

■関係機関・関係者紹介179件の内訳

関係機関・関係者紹介			
関係機関等	件数	関係機関等	件数
子育て家庭支援課	48	社会福祉課	25
納税推進課	29	医療機関	5
税務課	2	総務課	1
障がい者自立支援課	8	地域包括支援センター	7
家庭児童相談室	18	保険年金課	1
住宅課	1	民生委員児童委員	3
市民課	1	こども課	2
人権施策推進課	1	人権啓発推進員	1
健康推進課	5	学校教育課	3
発達支援センター	2	学校	1
自治会	3	野洲市社会福祉協議会	2
障がい者地域生活支援センター	2	弁護士	1
草津ハローワーク	2	県営住宅管理センター	1
近隣住民	1	他市支援機関	1
議会事務局	1	不明	1

(3) 初期対応状況（初回スクリーニング実施時の状況）

① 対応・方針結果（初回スクリーニング結果）

初期対応におけるスクリーニング実施ケース数は、366件となっています。この内、支援を継続し「プラン策定」するのが189件と、全体の51.6%を占めています。「情報提供・相談対応のみで終了」が64件、「他制度・多機関へのつなぎ」が76件、「本人未同意、同意に向けて取り組む」が37件、「スクリーニング判断前に中断・終了」が0件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計	
スクリーニング実施ケース数	31	29	32	39	28	23	34	23	39	25	30	33	366	
うち	情報提供・相談対応のみで終了	3	3	6	10	3	6	6	3	10	4	7	3	64
	他制度・他機関等へのつなぎ	17	7	4	6	4	3	7	5	8	5	2	8	76
	本人未同意、同意に向けて取り組む	1	4	4	2	1	1	4	3	4	1	5	7	37
	継続支援し、プラン策定	10	15	18	21	20	13	17	12	17	15	16	15	189
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

② 緊急支援の実施状況（初回スクリーニング実施時）

初回対応において、緊急支援の必要性があると判断したケースは20件です。この内、住居確保給付金は1件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
緊急支援の必要性:あり	1	4	2	2	3	1	1	0	1	2	2	1	20
うち	住居確保給付金	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急支援の必要性:なし	30	25	30	37	25	22	33	23	38	23	28	32	346
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) プラン策定状況

① 初回プラン

初回プランを作成し支援調整会議に挙げた件数は189件で、その内支援決定ありが74件、確認のみが115件です。また、プラン期間中の一般就労を目標にしているのは、122件です。法に基づく事業等の利用については、住居確保給付金が1件、家計相談支援事業が74件、自立相談支援事業による就労支援は139件です。その他は、生活福祉資金による貸付が2件、生活保護受給者等就労自立促進事業が139件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計	
支援調整会議実施ケース数	19	7	15	15	24	14	14	15	12	15	20	19	189	
支援決定・確認件数	19	7	15	15	24	14	14	16	12	15	19	19	189	
うち	支援決定あり	8	5	8	9	7	8	6	8	3	5	4	3	74
	確認のみ	11	2	7	6	17	6	8	8	9	10	15	16	115
プラン期間中の一般就労を目標にしている	11	3	8	5	15	13	11	10	9	10	15	12	122	
事業に等しく利用	住居確保給付金	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家計相談支援事業	8	5	8	9	7	8	6	8	3	5	4	3	74
	就労準備支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自立相談支援事業による就労支援	13	5	9	9	17	13	11	11	11	11	17	12	139
その他	生活福祉資金による貸付	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
	生活保護受給者等就労自立促進事業	13	5	9	9	17	13	11	11	11	17	12	139	
(参考)支援決定・確認前に中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

② 再プラン（2回目以降プラン、延べ件数）

2回目以降にプランを作成し支援調整会議に挙げた件数は114件です。その内支援決定ありが51件、確認のみが64件です。プラン期間中の一般就労を目標にしているのは94件です。法に基づく事業等の利用については、住居確保給付金が1件、家計相談支援事業が51件、自立相談支援事業による就労支援は94件です。その他は、生活福祉資金による貸付が2件、生活保護受給者等就労自立促進事業が94件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計	
支援調整会議実施ケース数	5	4	7	14	15	8	12	11	4	7	4	23	114	
支援決定・確認件数	5	5	7	13	15	8	12	12	4	7	4	23	115	
うち	支援決定あり	3	2	1	9	9	2	7	4	4	1	3	6	51
	確認のみ	2	3	6	4	6	6	5	8	0	6	1	17	64
プラン期間中の一般就労を目標にしている	3	5	5	10	12	8	11	11	3	7	3	16	94	
事業に等しく用く	住居確保給付金	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家計相談支援事業	3	2	1	9	9	2	7	4	4	1	3	6	51
	就労準備支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	自立相談支援事業による就労支援	2	4	5	11	11	7	10	11	4	7	4	18	94
その他の	生活福祉資金による貸付	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
	生活保護受給者等就労自立促進事業	2	4	5	11	11	7	10	11	4	7	4	18	94
(参考)支援決定・確認前に中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(5) 評価実施状況

① 初回プラン

初回に作成したプランについて、評価を実施したのは120件です。この内、支援を終結したのが37件、再度プランを立てて支援を継続したのが82件で、中断したのは1件です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計	
評価実施件数	8	7	12	11	10	10	10	13	4	4	10	21	120	
うち	終結	5	1	2	1	3	2	3	5	2	1	4	8	37
	再プランして継続	3	6	10	10	7	8	7	8	2	3	5	13	82
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	

② 再プラン（2回目以降プラン、延べ件数）

2回目以降に作成したプランについて、評価を実施したのは58件です。この内、支援を終結したのが14件、再度プランを立てて支援を継続したのが44件、中断したのは0件です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計	
評価実施件数	2	1	2	3	8	3	9	6	4	4	6	10	58	
うち	終結	0	0	0	0	2	0	2	2	1	1	1	5	14
	再プランして継続	2	1	2	3	6	3	7	4	3	3	5	44	
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(6) 評価結果

① 初回プランの評価時

初回プランの評価実施件数は120件です。その内、変化ありが120件、変化なしが0件です。プラン策定時に一般就労を目標に設定したのが77件で、その内、一般就労開始を達成できたのが60件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
評価実施件数	8	7	12	11	10	10	10	13	4	4	10	21	120
うち 変化あり	8	7	12	11	10	10	10	13	4	4	10	21	120
うち 変化なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラン策定時：一般就労を目標に設定	5	7	7	5	5	9	7	9	3	4	4	12	77
うち 一般就労開始を達成	5	5	6	4	2	4	7	8	3	3	2	11	60

② 再プランの評価（2回目以降プラン、延べ件数）

再プランの評価実施件数は58件です。その内、変化ありが58件、変化なしが0件です。プラン策定時に一般就労を目標に設定したのが50件で、その内、一般就労開始を達成できたのが31件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
評価実施件数	2	1	2	3	8	3	9	6	4	4	6	10	58
うち 変化あり	2	1	2	3	8	3	9	6	4	4	6	10	58
うち 変化なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラン策定時：一般就労を目標に設定	1	1	2	2	6	3	9	4	3	4	5	10	50
うち 一般就労開始を達成	0	0	0	2	3	2	5	3	2	3	4	7	31

(7) 支援実績

電話や他機関との調整など、相談支援の延べ件数は5,752件でした。特徴として、他機関との電話紹介・協議が1,689件と多いのは連携の数字の表れです。また、その他が1,997件と多いことについては、やすワークや家計相談の支援状況がはいつているためによるものです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
電話相談・連絡	1	17	53	58	68	74	65	63	57	41	75	95	667
訪問・同行支援	0	6	11	11	9	12	3	12	15	13	18	19	129
面談	3	53	88	71	79	63	96	96	85	76	89	92	891
所内会議	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
支援調整会議(プラン策定)	0	11	3	38	23	5	8	10	10	11	30	32	181
支援調整会議(評価実施)	0	12	4	38	24	11	9	9	10	9	11	14	151
その他他機関との会議(支援調整会議以外)	0	4	2	3	2	2	4	7	2	3	2	13	44
他機関との電話照会・協議	2	49	146	133	152	133	186	148	151	156	216	217	1,689
その他	49	133	168	181	200	168	216	195	200	170	172	145	1,997
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

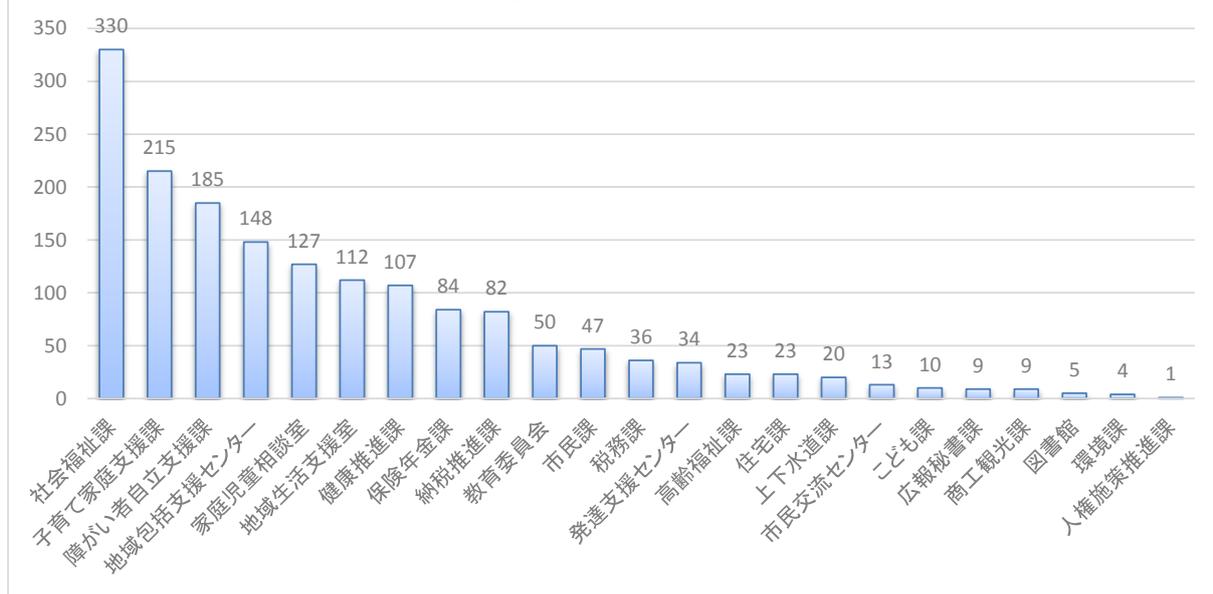
① 連携機関（市役所関係部署）について

支援を実施する際に、他部署・他機関と連携して行なっています。その連携先は、以下のとおりとなっています。

連携機関（市役所内）			
機関名	件数	機関名	件数
社会福祉課	330	子育て家庭支援課	215
地域包括支援センター	148	家庭児童相談室	127
障がい者自立支援課	185	保険年金課	84
地域生活支援室	112		
健康推進課	107	納税推進課	82
発達支援センター	34	税務課	36
高齢福祉課	23	住宅課	23
こども課	10	上下水道課	20
市民課	47	教育委員会	50
環境課	4	商工観光課	9
人権施策推進課	1	広報秘書課	9
市民交流センター	13	図書館	5

- ・市役所の連携機関については、生活保護を担当する社会福祉課が330件と、ひとり親家庭の支援を担当する子育て家庭支援課が215件と多くありますが、これは就労支援をハローワークと一体的に実施する「やすワーク」の活用が要因のひとつにあります。また障がい者自立支援課が185件、地域生活支援室が112件、と障がい担当との連携が、昨年度171件（合計数）が297件（合計数）と大幅に増加しています。
- ・年金や国民健康保険担当の保険年金課が84件、精神保健を担当する健康推進課が107件と多くあります。これは、国民年金や国民健康保険税の滞納者に生活困窮状況にある対象者が多いことや、また、生活困窮者の中に障がいがある人が多くあることも要因です。
- ・社会福祉課との連携として、30年度に生活保護受給につなげた人数は、11人です。
- ・地域包括支援センターが148件、高齢福祉課が23件とありますが、これは高齢者からの相談のみならず、高齢者虐待事案の中に生活困窮状態が発見されてつながるケースや、相談を受ける中で認知症等が発見されるなどのケースがあるのが要因です。
- ・メンタルヘルスや障害にかかる相談も多く、精神保健を担当する健康推進課が107件、知的障害や身体障害を担当する障がい者自立支援課が185件、地域生活支援室が112件、発達支援センターが34件と、多くの連携があります。
- ・野洲市の特徴としては、納税推進課82件、税務課36件、保険年金課84件、住宅課23件、上下水道課20件、と税や使用料を回収する課との連携が多くあることです。これは、税金や使用料等を滞納している相談者が多くあるところから、いち早く生活困窮者を発見し生活再建支援をするアウトリーチ機能であるといえます。特に、平成27年度から施行された野洲市債権管理条例の取り組みの推進が要因のひとつです。

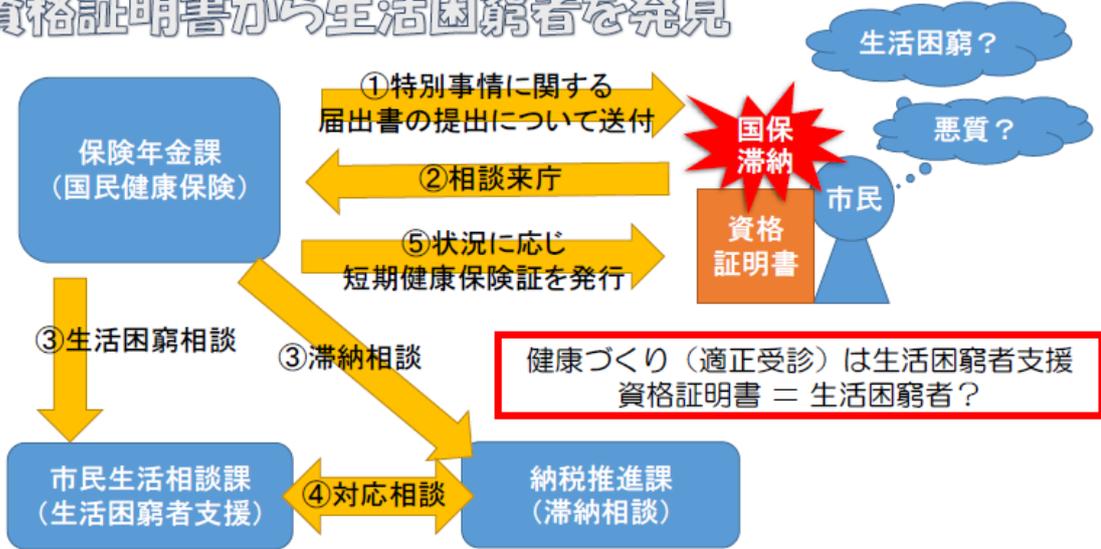
連携機関(市役所内)



- 保険年金課では、「野洲市国民健康保険被保険者資格証明書等交付要綱」を改正し、「野洲市国民健康保険被保険者証の返還等に関する要綱」に改め、生活再建に係る支援を要する者に対する措置として、生活困窮者自立相談支援事業の適用を必要とする者であると認めるときは、当該世帯主について特別の事情等を有する者とみなす規定としました。これによって、保険年金課と協力して相談者の発見につなげる仕組みができました。

■国民健康保険資格証明書から生活困窮者を発見するプロジェクト

資格証明書から生活困窮者を発見

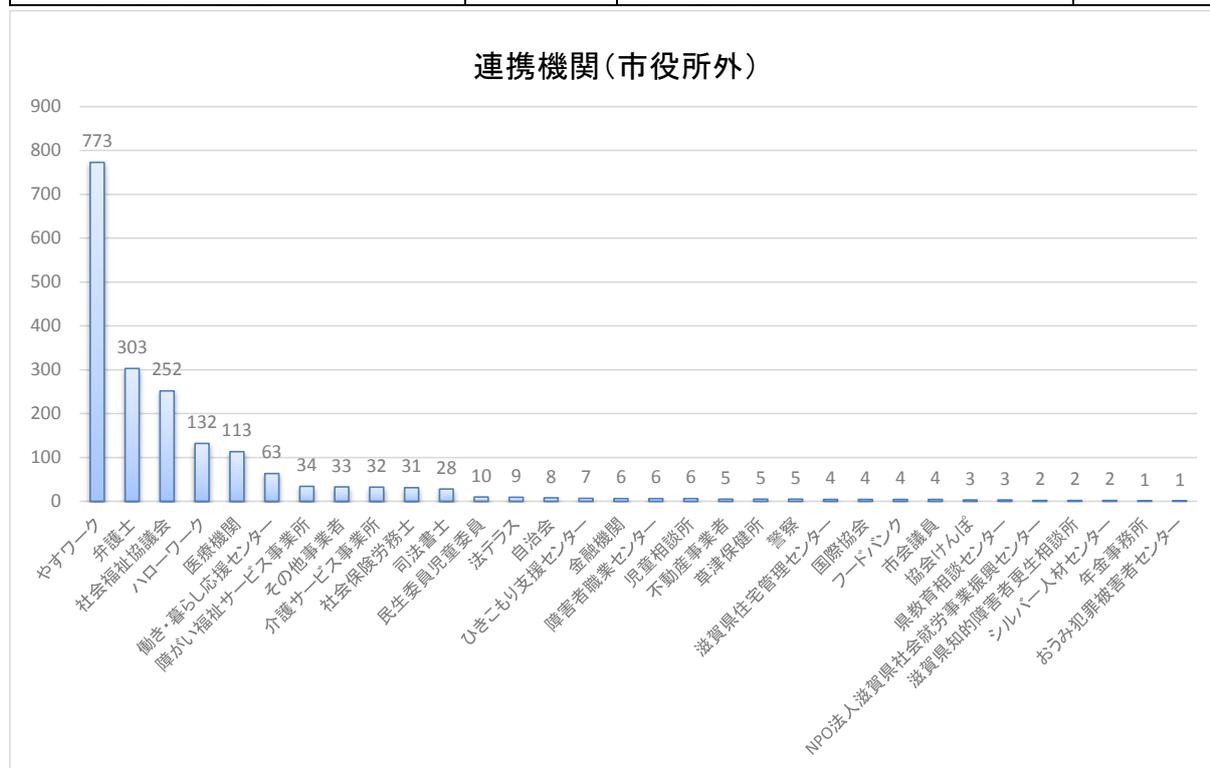


健康づくり(適正受診)は生活困窮者支援
資格証明書 = 生活困窮者?

※野洲市国民健康保険被保険者証の返還等に関する要綱
資格証明書の交付対象とならない特別事情に野洲市の独自基準を追加
(生活再建に係る支援を要する者に対する措置)
第9条 市長は、国保税を滞納している世帯が生活困窮状態にあり、かつ、生活困窮者自立支援法(平成25年12月13日法律第105号)第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業の適用を必要とする世帯であると認めるときは、当該世帯を特別の事情等を有する者とみなす。

② 連携機関（市役所外）について

連携機関（市役所外）			
機関名	件数	機関名	件数
やすワーク	773	滋賀県住宅管理センター	4
弁護士	303	障がい福祉サービス事業所	34
法テラス	9	草津保健所	5
医療機関	113	自治会	8
ハローワーク	132	民生委員児童委員	10
介護サービス事業所	32	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	2
司法書士	28	国際協会	4
社会保険労務士	31	フードバンク	4
年金事務所	1	障害者職業センター	6
協会けんぽ	3	社会福祉協議会	252
不動産事業者	5	滋賀県知的障害者更生相談所	2
ひきこもり支援センター	7	児童相談所	6
働き・暮らし応援センター	63	警察	5
県教育相談センター	3	シルバー人材センター	2
金融機関	6	その他事業者	33
おうみ犯罪被害者センター	1	市会議員	4



- 市役所以外の連携機関については、ハローワークとの一体的実施を行なう生活困窮者等就労支援事業である「やすワーク」の連携が773件と一番多くありますが、これは、市民生活相談課だけではなく、社会福祉課、子育て家庭支援課、商工観光課と連携し、効果的にやすワークを活用していることが要因です。また、草津ハローワークとの連携件数が132件あり、就労支援のためにきめ細かな連携が必要といえます。

- ・30年度に相談者を社会福祉課につないで生活保護が決定したのは、11人です。
- ・弁護士が303件、司法書士が28件と法律家との連携が多くあります。これは支援調整会議の参加件数や、借金や労働問題、相続や家庭問題など、法律家の助言や協力が必要な事案が多くあったことが要因です
- ・医療機関が113件となっていますが、入院患者の退院後の支援調整や、医療費の支払困難なケースなどの相談で連携が多くあります。
- ・社会保険労務士が31件ありますが、これは障害年金申請の連携です。障害を抱える生活困窮者の生活基盤を確保するための障害年金の取得は生活困窮者支援においては重要です。
- ・介護サービス事業所が32件ありますが、介護離職などの相談において、介護サービスのプラン見直しをすることで、失業者の就労環境を整えることができ、効果的な就労支援が可能となります。
- ・社会福祉協議会が252件と多くありますが、これは当座の生活費等を確保する生活福祉資金貸付や地域福祉権利擁護事業(金銭管理サービス)の利用などによるものです。
- ・働き・暮らし応援センター63件、NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター2件、障がい福祉サービス事業所34件、障害者職業センター6件、等の障がい者支援に関係する機関が合わせて105件ありますが、これは障がいのある人の相談が増加しているのが要因です。

(8) アセスメント結果の整理

ア セ ス メ ン ト 結 果 の 整 理	病気	7	1	9	4	10	3	8	7	7	3	4	6	69
	けが	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	障害(手帳有)	6	1	3	1	3	1	1	1	4	0	1	4	26
	障害(疑い)	4	1	4	3	3	2	0	2	3	5	4	3	34
	自死企図	2	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	6
	その他メンタルヘルスの課題	7	2	4	7	7	4	4	6	3	6	10	2	62
	住まい不安定	6	3	2	5	2	5	8	5	1	3	3	3	46
	ホームレス	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	経済的困窮	13	7	13	12	15	13	12	14	10	12	16	17	154
	(多重・過重)債務	6	2	6	7	8	8	5	8	4	4	5	7	70
	家計管理の課題	12	7	9	13	14	11	11	12	8	9	11	10	127
	就職活動困難	8	6	7	7	14	11	10	11	8	10	15	10	117
	就職定着困難	10	1	5	8	6	11	7	5	7	6	5	6	77
	生活習慣の乱れ	5	1	1	3	2	3	1	0	1	1	2	3	23
	社会的孤立(ニート・引きこもりを含む)	3	0	1	2	5	4	0	2	0	2	4	3	26
	家族関係・家族の問題	13	5	9	11	14	9	6	7	8	12	14	9	117
	介護	1	0	0	2	2	1	2	5	1	2	3	1	20
	子育て	0	4	1	4	7	6	4	3	1	5	7	3	45
	不登校	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	6
	非行	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	4
	中卒・高校中退	4	2	4	1	4	1	1	0	1	1	1	0	20
	ひとり親	3	3	1	4	8	5	5	4	1	6	5	5	50
	DV・虐待	0	1	0	3	2	1	1	0	0	2	5	1	16
	外国籍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	刑余者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コミュニケーションが苦手	3	1	2	4	4	2	0	1	4	3	3	2	29
本人の能力の課題(識字・言語・理解等)	7	4	10	4	7	7	5	4	3	3	7	6	67	
被災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	1	2	0	2	1	0	0	3	1	0	1	2	13	
不明	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	

- 新規に相談を受け付けた 315 人の課題や問題点を整理した結果、相談者 1 人当たりの問題点は 3.9 個（総数 1,234 個）の問題点を抽出しました。生活困窮者が複数の課題を有していることがわかります。
- 内容は、経済的困窮(154個)に関する問題点が一番多く、次いで家計管理の課題(127 個)、家族関係・家族の問題（117個）、就職活動困難（117個）、就職定着困難（77 個）となっています。
- 家計管理の課題のほか、多重・過重債務（70個）があり、生活困窮支援において家計相談の必要性がわかります。借金問題だけを解決しても生活再建にはならず、複数の問題を一緒に解決していくことが必要です。
- 病気（69個）、その他メンタルヘルスの課題（62個）、本人の能力の課題（識字・言語・理解等）(67個)、障害手帳有り（26個）、障がい疑い（34個）、コミュニケーションが苦手（29個）、といった相談者自身の特性や課題も多くあり、障害手帳を有していなくても福祉サービスに繋ぐためのサポートが必要な相談者が多いのがわかります。また、精神疾患等においては、医療機関等との連携がより重要となります。
- 就職活動困難（117個）、就職定着困難（77個）については、就職をすれば支援が終わるのではなく、その後長く働き続けられるようにどのような支援をすればいいのかが課題です。定着支援の方法のひとつとして、30年度からは、やすワークの就職ナビゲーターが、面談による定着指導（29回）や事業所訪問による定着指導（28回）を実施しました。
- 住まい不安定（46個）については、低収入や失業により家賃を滞納してしまう相談者が多く、住居確保給付金を早期に利用することで滞納を回避するなど効果的な活用が重要です。しかしながら、30年度の住居確保給付金利用者は 2 人と少なく、この要因として再度の申請が出来ないため、申請を躊躇するケースが多くあり、実態と制度が合わない現状が課題です。ホームレス（2 個）については、生活保護を担当する社会福祉課と連携し支援につないでいます。
- ひとり親（50個）、子育て（45個）、DV・虐待（16個）、については、子育て家庭支援課や家庭児童相談室等との速やかな連携、情報共有が必須です。重篤なケースになる前に、発見機能としての相談体制が重要といえます。
- 社会的孤立（ニート・ひきこもりを含む）(26個)、生活習慣の乱れ（23個）、コミュニケーションが苦手（29個）、については、相談を受けるにあたり、相談者の気持ちにいかにか寄り添っていくかが重要となります。まずは、定期的に面談を重ねて日常会話をする、交換日記をする、などの相談者一人一人にあった方法を考えて接し、信頼関係を築くことから始めています。
- 中卒・高校中退（20個）については、貧困の連鎖防止の観点から、市で実施している学習支援事業「やすクール」の取り組みの中で、高校進学のための基礎学習の確保と、高校中退防止を目的に、居場所機能を持った学習の場として実施しています。
- 介護（20個）については、介護離職の問題や、高齢者の相談から認知症が発見されるなど、介護サービスにつなぐことが多くあります。
- 自殺企図（6個）については、健康推進課と連携し、自宅訪問等により精神科受診や生活支援につなげています。また、家族が自殺した事案において、弁護士に繋ぎ遺族支援を行いました。30年度は自殺対策計画を策定するにあたり、「健康支援」を健康推進課、「生活困窮者支援」を市民生活相談課と、連携して自殺対策計画を策定しました。

(9) 支援により見られた変化（当月中の評価実施ケース数 177件）

① 評価1の変化が見られたケース数（155件）

- 支援を実施し、評価を行ったケース177件について見られた変化を集計した結果以下のとおりとなりました。
- 就労開始（一般就労）106件、就労収入増加78件とやすワークを活用した就労支援による効果が出ていると考えられます。また、就職活動開始6件、職場定着8件、となっています。
- 家計の改善が79件と2番目に多く、これは就労決定したことによって家計が改善されたことが要因にあります。また相談時に家計を含めた世帯全体の家計状況の聞き取りを徹底し、健康保険や年金、税金などの適正な申告助言を進めた結果と考えられます。特に、債権管理条例の運用に伴い、税金等を滞納している中で、債務整理17件につながっています。また、障害年金申請につないだケースが5件あり、その内障害年金受給決定したのは1件（後は申請中）で、家計の改善につながっています。
- 生活保護適用11件と、生活基盤を整えるため、社会福祉課と連携し生活保護の活用につながっています。

② 評価2の変化が見られたケース（159件）

- 一番多いのが、自立意欲の向上・改善（106件）、となっています。相談者と関わることで、意欲を喚起することができるなど、気持ちの変化が多く見られます。
- 次に、精神の安定（99件）、社会参加機会の増加（41件）、孤立の解消（36件）、となっています。就労支援やひきこもり等の相談に関わることで、社会的孤立の解消をすることができ、相談者の状況を少しでも改善することができたと考えられます。
- 生活習慣の改善（7件）、健康状態の改善（13件）、医療機関診断開始（6件）、障害手帳取得（2件）など、医療機関との連携の効果が示されています。
- 対人関係・家族関係の改善（37件）ありますが、借金や婚姻問題が解決することによって、家族関係の改善につながっています。
- 住まいの確保・安定（7件）と、住居問題の解決が生活困窮者支援には重要な課題と言えます。
- その他（19件）については、介護や福祉サービスの利用につながった、離婚が成立した、民事調停が成立、障害年金申請及び決定した、などがあります。

■平成30年度債務整理実績（平成31年3月31日時点）

項目	数字
債務整理した人数	17人
30年度に回収した過払い金額	（回収済）1872万4000円
税金等充当金額（2件）	60万8300円

■支援により見られた変化（当月中の評価実施ケース数 177件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
評価実施ケース数		10	8	14	14	18	13	19	19	8	8	15	31	177
評価 1	生活保護適用	2	1	1	0	2	0	2	0	0	1	0	2	11
	家計の改善	4	4	5	9	5	7	7	8	3	5	9	13	79
	債務の整理	0	0	0	0	4	3	0	2	1	0	4	3	17
	就労収入増加	3	3	2	7	2	7	5	14	3	6	7	19	78
	就労開始(一般就労)	5	5	7	10	5	7	13	14	5	6	8	21	106
	就労開始(中間的就労)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職場定着	1	0	0	0	0	2	1	1	0	0	2	1	8
	就職活動開始	0	0	2	0	1	1	2	0	0	0	0	0	6
	職業訓練の開始、就学	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
評価1の変化がみられたケース数		9	7	12	12	15	13	17	17	6	7	13	27	155
評価 2	医療機関診断開始	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	6
	健康状態の改善	1	2	0	0	1	0	1	1	0	0	3	4	13
	障害手帳取得	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	住まいの確保・安定	0	0	1	0	2	0	1	2	0	0	0	1	7
	社会参加機会の増加	0	0	8	1	3	4	6	3	2	4	3	7	41
	生活習慣の改善	0	0	1	1	0	0	2	1	0	1	0	1	7
	対人関係・家族関係の改善	2	0	6	1	4	0	4	5	2	2	5	6	37
	自立意欲の向上・改善	4	5	12	11	6	7	15	10	4	6	7	19	106
	孤立の解消	2	1	7	1	2	2	7	3	0	2	2	7	36
	精神の安定	5	5	5	9	7	6	11	11	5	4	9	22	99
	その他	3	1	0	1	2	1	3	1	2	0	2	3	19
評価2の変化がみられたケース数		8	7	14	14	13	10	18	17	8	7	14	29	159
変化がみられたケース数(評価1・2計)		10	8	14	14	18	13	19	19	8	8	15	31	177
評価1・2ともに回答なし		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(10) ひきこもり支援実績（平成30年4月～平成31年3月末）

「人間関係の悩みが原因で退職したことをきっかけにひきこもってしまった」、「中学卒業後、家族以外との交流がなく18年間自宅で過ごしてきた」、「親の介護のため働けず社会参加できなくなった」、などひきこもりにはさまざまな要因があります。以下は、30年度支援に関わった実績です。

##	年齢	性別	期間	紹介者	病院受診	現在の支援状況	関係機関等 (除市民生活相談課)
1	30代	女	18年	父	なし	中学卒業後、家族以外との交流がなく家で過ごしてきた。当課につながった後、療育手帳B2を取得。障害年金も受給。作業所での体験を経て、働き暮らし応援センターりらくを利用し、就労活動を行う予定。	障害福祉サービス事業所 働き暮らし応援センターりらく
2	20代	女	5年	母	精神科	医師から勧められ来所。スマイルで社会参加促進事業に従事。週2回の交換日記を継続。作業所への通所を検討中。	発達支援センター
3	40代	男	23年	医療機関	精神科	精神科医師からの紹介。中学卒業後家事手伝い。療育手帳を取得し、障害年金も決定した。本人の意思でスマイルを卒業し、雇用支援センターの実習を継続することとなる。	地域生活支援室
4	20代	男	1年	父	精神科 皮膚科	就労支援をするが定着できず、引きこもりセンターでの発達検査ののち、精神医療センターで発達障害と診断される。現在は、働き暮らし応援センターりらくに繋がり就労が決定。関係機関と連携し、定着に向け支援を続ける。	消費生活センター 引きこもりセンター 医療機関 障害者職業センター
5	40代	男	9年	兄	なし	国民健康保険滞納から相談につながる。インターネット関係の仕事在宅であるがお金にならず。就労支援を拒否されるが継続中。	社会福祉課 健康推進課
6	40代	女	4年	社会福祉課	精神科	債務整理支援。生活保護決定し精神科受診につながる。	社会福祉課 健康推進課 やすワーク 医療機関
7	60代	男	6年	本人	なし	5年間、母親の在宅介護のため自宅のみの生活。母親の死亡をきっかけに就労支援を実施。年金受給につなげる。	草津年金事務所 やすワーク
8	50代	男	5年	本人	内科	仕事を退職後仕事が決まらず自殺企図を繰り返している。家族や健康推進課と連携を取り対応している。	健康推進課 やすワーク ハローワーク
9	30代	男	4年	社会福祉協議会	精神科	精神疾患で退職。住宅確保給付金を利用しやすワークで就労支援をするが、就職決定後も退職を繰り返す。	医療機関 やすワーク
10	40	男	8年	母・妹	内科	家族から部屋がゴミで溢れ処分もさせてくれないと相談あり。本人自身と繋がったことで就労意欲がでてやすワークで就労支援を実施。履歴書指導・面接指導が終わった段階で体調が悪いと支援中断。時折来庁するが支援は進まず。短時間の就労を提案し、HW求人一覧を渡すことでつながりを継続中。	やすワーク
11	20代	男	1年	母	なし	大学中退後引きこもっている。親のクレジットカードを使い多額の買い物をしたり、言葉の暴力がある。ひきこもりセンターに繋ぎ親との面談を行った。発達支援センターとも連携を取り、支援について検討中。	発達支援センター ひきこもり支援センター
12	20代	男	2年	母	なし	アルバイト先を退職して以降、屋間外に出ることはほとんどない。友達もなく親との関係も悪いと相談あり。母親が発達支援センターにも相談しており、情報共有しながら支援について連携。母親とは定期的に面談を行なっている。	発達支援センター
13	20代	男	14年	母	なし	中学から不登校になり高校へ進学したが中退。アルバイトも長続きしない。母親から安定した収入を得られるようになってほしいとの相談あり。過去に関わりのあった発達支援センターやひきこもり支援センターと情報共有し、母親との面談を重ね支援について検討。	発達支援センター ひきこもり支援センター
14	20代	男	2年	母	なし	人間関係がうまくいかず退職したがその後仕事が決まらず母親と来庁。やすワークを利用して就労活動を行い就労が決定。就労定着に向け引き続き支援を継続中。	やすワーク
15	40代	男	4年	本人	精神科	健康推進課から障害年金申請手続きについて相談連携。社会保険労務士を紹介し障害年金が決定。収支の状況をチェックするため家計相談を継続中。	健康推進課 保険年金課 社会保険労務士

2. 住居確保給付金

住居確保給付金とは、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、住宅費を支給するとともに、市民生活相談課（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

- 平成30年度の実績は、利用者実数2人です。
- 利用者の男女比は、女性1人（40歳代）、男性1人（20歳代）です。
- 支援結果については、常用就職が決定したのが1人、就職活動を続けていたが病気のため就職活動が困難になったのが1人、となっています。

■平成30年度住居確保給付金実績

利用者人数（実数）	2人
-----------	----

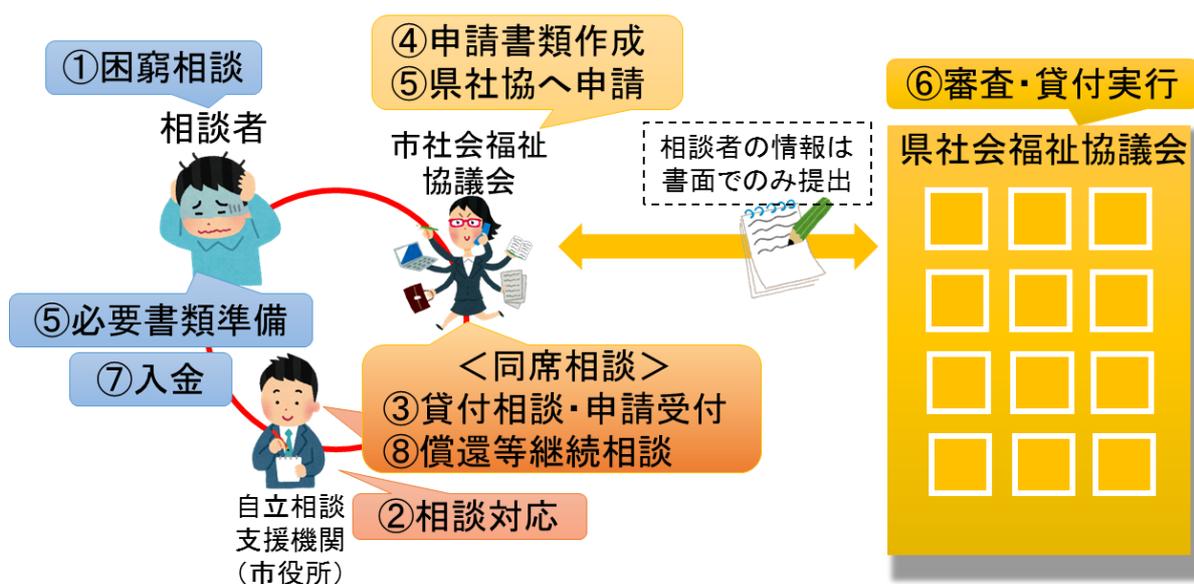
性別	年代	世帯人数	利用月数	結果
女性	40	2	9ヶ月	就職活動を続け9ヶ月間受給していたが、体調を崩し就職活動が困難になったため、他市の親族宅に生活することとなり転出した。
男性	20	1	3ヶ月	支給決定の後、正社員で就職決定し、給料が安定する期間、住居確保給付金を受給した。

3. 生活福祉資金貸付

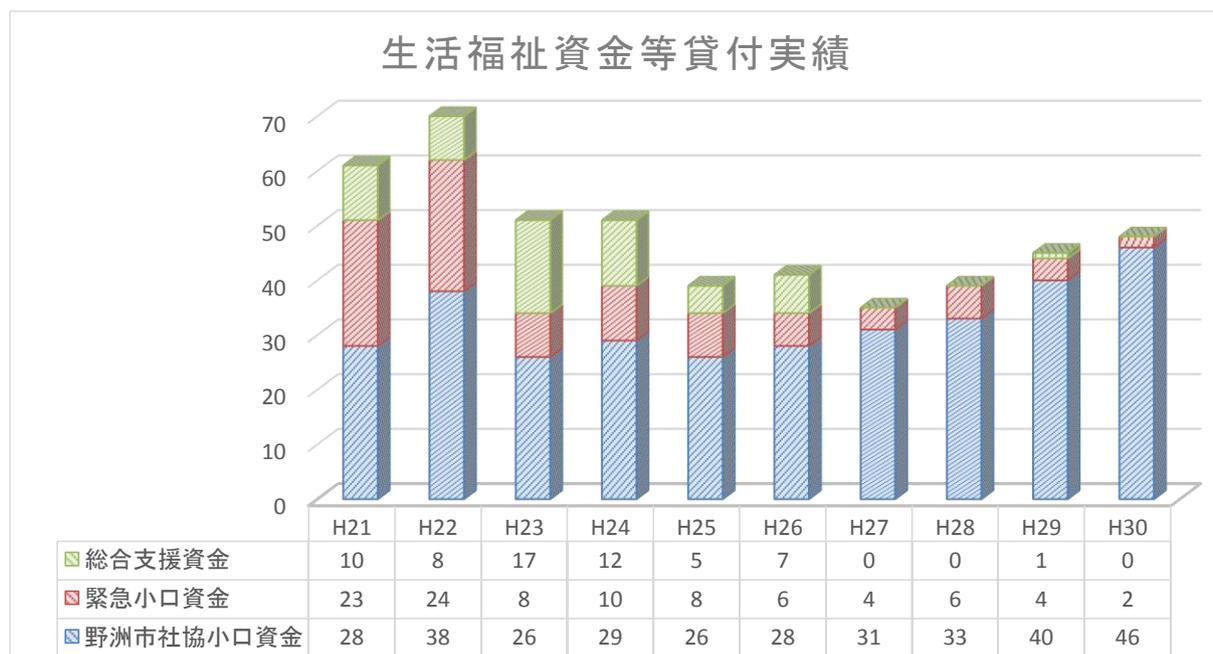
社会福祉協議会が行なう生活福祉資金や緊急小口資金の貸付については、野洲市社会福祉協議会と連携して相談対応をしています。

- 総合支援資金貸付（生活支援費）については、29年度は1件の貸付がありましたが、30年度は0件でした。この理由として、前年と同様、野洲市社会福祉協議会は、「貸付において自立相談支援事業と連携するようになってから利用する必要がなくなった」とあります。
- また、生活支援費については以下の理由で貸付の実績がありません。
 - ①住居確保給付金は家賃のみの支給であり、その時点で生活費の確保ができない、もしくは出来ていない相談者の場合は、生活保護相当と考え、貸付ではなく生活保護につないでいること。
 - ②ハローワークが市役所内にあり就労支援が一体的に出来るため、当面の生活費がある人には、効果的な就労支援によって早期の自立が出来るため貸付を受けなくても良くなったこと。
- 緊急小口資金（10万円上限）については、21年度、22年度をピークに減少し、30年度は2件と、この10年間において一番少ない件数となりました。反対に、野洲市社会福祉協議会が独自に実施する小口資金（3万円上限）の利用者は46件と、この10年間で一番多くなっており、利用者のニーズが高いのが分かります。この理由として、緊急小口資金よりも、野洲市社会福祉協議会独自の小口貸付の方が利用しやすいことが要因としてあります。
- 野洲市社会福祉協議会独自の小口貸付の30年度返済実績については、46件中43件が完済、残り3件については、2件が返済中で、1件は連絡が取れない状況です。

■滋賀県社会福祉協議会が実施する貸付の流れ



■平成21年度～30年度 生活福祉資金等貸付実績



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総合支援資金	10	8	17	12	5	7	0	0	1	0
緊急小口資金	23	24	8	10	8	6	4	6	4	2
野洲市社協小口資金	28	38	26	29	26	28	31	33	40	46
合計	61	70	51	51	39	41	35	39	45	48

4. 就労支援事業（やすワーク）

(1) やすワークにおける就労支援実績について

平成 23 年度のパーソナル・サポート・サービス モデル事業から実施してきたハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け市役所にて出張相談を行う就職ナビゲーター事業を拡充するため、平成 25 年度より、野洲市と厚生労働省滋賀労働局（ハローワーク）と一緒に就労・生活支援を進める「やすワーク」を庁舎本館 1 階に開設しました。これは、内閣府の「アクション・プラン事業」を活用して、ハローワークの就職支援と野洲市の生活支援を一体的に提供する取り組みで、「生活困窮者等を対象とした就労支援を一体的に実施するための協定」（平成 25 年 4 月 1 日締結）に基づき実施しています。

実施方法は、市役所内に個別ブースを設置し、ハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け、毎日 10 時～16 時の時間帯において、完全予約制（1 人 45 分間）で行っています。面接のためのスーツ貸出や、履歴書作成の指導助言、模擬面接、化粧の仕方などのツールも用意しています。

就労支援を行う各部署（商工観光課、社会福祉課、子育て家庭支援課等）に配置されている就労支援相談員と就職ナビゲーターが密に連携しながら、個別継続的に寄り添って支援を行うことで、相談者の就職活動を応援しています。

やすワークでは、相談者が市役所の落ち着いた環境で 1 時間の就労相談・情報提供を受けることができること、また各部署の支援する担当者等が同席して相談対応することで、情報共有ができてスムーズな連携支援に繋がるなど、などメリットが多く、生活支援とセットで行う就労支援は非常に有効です。

- ・ 30 年度は、5 月から下記の障がい者の就労支援を開始しました。

◎「障害者求人」の検索及び情報提供等の就労支援

⇒「障害者求人」へ応募する際に、本人の障がいの程度等、事業所へ配慮してもらいたいことを伝え紹介します。

◎「一般求人」における障がい者への就労支援

⇒「一般求人」を紹介する際に、障害者手帳保持者である旨等を事業所へ伝え、応募可能かどうか確認し、可能な場合については就労支援を行いません。

* 「一般求人」・・・通常の求人

「障害者求人」・・・障がいのある人を雇用するための求人

- ・ 就職支援ナビゲーターによる就職面談を受けたのは、112 人（実人数）、実施回数は 749 回でした。その内、122 人（実人数 92 人）が就労決定しています。
- ・ 就職決定者の男女比は、男性 52 人（42.6%）、女性 70 人（57.4%）で、女性の相談者が多くなっています。
- ・ 就職決定者の年代については、男性は 50 代、女性は 40 代が一番多くなっています。60 代以上も男女合わせて 19 人となっていますが、就職決定した最高年齢は、78 歳男性（施設管理）、女性 76 歳（清掃）、となっています。また、80 代の就労支援を継続して実施していますが、このように高齢者の就労支援のニーズは多くあります。
- ・ 就職決定者の職種については、軽作業・工場等 46 人が一番多くなっています。次は、事務 22 人、清掃・施設管理 16 人、介護・福祉・看護 16 人となっています。
- ・ 雇用形態については、パート 69 人が一番多く、次に正社員 27 人、派遣 21 人、契約社

員5人となっています。正社員の割合が多い職種は、介護・福祉・看護9人で、専門職に正社員の割合が多くなっています。正社員の雇用形態が少ないというよりは、生活保護やひとり親家庭、障がい等、様々な課題のある相談者が、多様な働き方により社会参加に向けて就労決定し、第一歩を踏み出したことの成果が大きいと考えます。ただ、こうした課題のある相談者については、就労決定後も継続した支援が課題となります。

- ・就職決定者の属性（重複回答）については、ひとり親家庭32人、障がい者24人、生活保護22人、高齢者6人、多重債務者3人、となっており、様々な課題のある相談者の就労支援に対して、市役所内における連携の成果があったといえます。

■やすワーク就労支援実績

年度		25年	26年	27年	28年	29年	30年
生活困窮相談 新規受付実人数		243人	153人	171人	179人	222人	315人
やす ワーク	利用者 実人数	191人	191人	151人	146人	120人	112人
	就職決定者 延べ人数	145人	146人	140人	134人	141人	122人

(2) やすワークにおける支援メニュー

やすワークでは、就職ナビゲーターによる様々な支援を実施しています。30年度は、定着支援として、就職ナビゲーターが事業所訪問による定着指導を行ったのは、28件となっています。

■支援メニュー 平成30年4月～平成31年3月末

職業分類	件数	備考
応募	82	応募書類作成
面接	27	面接訓練
面接報告	0	面接報告時の質疑応答の助言
応募・面接	17	応募書類作成&面接訓練
定着指導	29	面談による定着指導
訪問定着	28	事業所訪問による定着指導
訓練案内	5	
入社前教育	3	
同席面接	2	
見学段取り	2	
求人開拓	5	
キャリアインサイト	2	
労働相談案内	1	
事業所相談	1	
合計	204	

平成30年度野洲市就職決定者数等の状況

4月から3月まで

1. 相談利用者数と就職決定者数等

相談実施回数	749	相談利用者数	112	総就職決定者数	122	就職決定者実人数	92
--------	-----	--------	-----	---------	-----	----------	----

2. 性別

合計	男性		女性	
人数	人数	割合(%)	人数	割合(%)
122	52	42.6%	70	57.4%

3. 年代別

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男性	0	9	5	11	16	10	1	52
女性	0	7	14	25	16	4	4	70
合計	0	16	19	36	32	14	5	122

4. やすワークを利用した障害者求人紹介数

紹介件数	32	実人数	11
------	----	-----	----

5. 就職決定者の職種と雇用形態

職種	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
軽作業・工場等	46	21	2	15	8
清掃・施設管理	16	13	0	0	3
接客販売	7	4	0	1	2
事務	22	15	1	3	3
介護・福祉・看護	16	6	1	0	9
調理	10	9	1	0	0
運転関係	5	1	0	2	2
農林水産業	0	0	0	0	0
合計	122	69	5	21	27

6. 就職決定者の属性等（重複回答有）

属性等	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
生活保護	22	8	3	7	4
住居確保給付金	0	0	0	0	0
障がい	24	16	1	2	5
うち、障がい者求人	8	6	1	0	1
うち、一般求人	16	10	0	2	4
母子	32	19	2	7	4
高齢者	6	5	0	0	1
多重債務者	3	1	0	0	2
その他	42	22	2	4	14

(3) 特定求職者雇用開発助成金の活用について

就労困難者等をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金が支給される制度です。対象者によって、それぞれ活用できるコースがあります。30年度は、やすワークにおいて、生活困窮者であることを事業主に伝えて（オープン）職業紹介した件数が11件で、その内就職決定したのが2件となっています。

◎生活保護受給者等雇用開発コース／対象者：生活保護受給者、生活困窮者

◎特定就職困難者コース／対象者：高齢者、障がい者、母子家庭の母など

◎生涯現役コース／対象者：雇入れの満年齢が65歳以上の離職者

■特定求職者雇用開発助成金を案内した職業紹介の件数

区分	生活保護		母子家庭		生活困窮者		障がい者		高齢者	
	オープン	加ズ	オープン	加ズ	オープン	加ズ	オープン	加ズ	60歳	65歳
4月	0	4	5	0	0	8	1	4	5	2
5月	1	3	4	0	0	4	4	0	3	1
6月	1	5	2	0	0	4	6	7	3	1
7月	2	3	2	0	0	4	0	3	0	1
8月	1	3	3	0	0	9	0	0	0	0
9月	1	4	1	0	0	8	0	2	0	0
10月	0	7	5	0	0	13	1	2	0	0
11月	2	1	1	0	0	6	0	1	2	3
12月	1	2	2	0	3	9	0	0	0	4
1月	0	2	2	0	1	2	1	2	0	2
2月	1	0	4	0	6	5	2	0	1	2
3月	0	0	6	0	1	8	5	2	7	2
合計	10	34	37	0	11	80	20	23	21	18

■特定求職者雇用開発助成金を案内した職業紹介の内、就労決定した件数

区分	生活保護		母子家庭		生活困窮者		障がい者		高齢者	
	オープン	加ズ	オープン	加ズ	オープン	加ズ	オープン	加ズ	60歳	65歳
4月	0	2	0	0	0	7	1	1	1	0
5月	0	0	3	0	0	2	0	0	1	2
6月	1	0	1	0	0	0	3	0	0	0
7月	0	2	1	0	0	2	0	2	0	0
8月	0	1	1	0	0	2	0	1	0	0
9月	0	0	2	0	0	3	0	2	0	0
10月	0	2	1	0	0	3	0	1	0	0
11月	0	0	1	0	0	5	0	1	1	1
12月	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
1月	0	1	1	0	1	2	0	0	0	1
2月	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0
3月	0	0	1	0	0	3	2	0	2	2
合計	2	9	14	0	2	31	7	8	5	6



やすワークは、市役所本館1階の税務課の前にあります。

やすワークは、予約制になっています。相談時間は45分間で、相談員やハローワークの就労ナビゲーターと相談しながら、就職活動を行うことができます。



スーツを持っていない人には、スーツやカッターシャツの貸し出しを行っています。

5. 家計改善支援事業

家計相談支援事業については、自立相談支援事業と一体的に実施しています。

多重債務や税金等の滞納など家計に課題のある者に対し、家計の見直しをすることで、家計再建に向けたきめ細やかな相談支援や、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等のあっせんを行いました。相談延べ回数801回、利用者実人数82人と、自立相談支援事業と一体的に実施することで効果的に行うことができました。なお、家計相談から権利擁護事業の金銭管理サービスにつないだのは4人です。

■家計相談実績報告(注：4月分は旧システムから新システムに移行の為入力できず)

	総支援回数	電話相談 メール等	訪問 同行支援	面談	ケース 会議	支援調整 会議	他機関との 連絡・協議	その他
4月								
5月	41	6	5	19	3	7	11	18
6月	84	6	9	28	0	0	46	61
7月	78	6	3	33	2	2	33	64
8月	94	9	4	34	1	12	50	73
9月	53	17	7	17	0	0	26	41
10月	82	9	1	26	3	0	44	52
11月	74	9	6	29	2	0	33	67
12月	67	9	8	24	0	0	29	52
1月	66	12	6	18	2	4	30	35
2月	76	10	9	28	0	8	38	42
3月	86	12	5	29	4	0	49	40
合計	801	105	63	285	17	33	389	545

■支援内容(注：4月分は旧システムから新システムに移行の為入力できず)

	家計表	家計 チェック	納付 相談	各種 減免	債務 整理	就労 相談	住居 確保	緊急 小口	権利 擁護	年金 受給	生活 保護
4月											
5月	0	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0
6月	1	8	10	0	17	5	0	0	1	0	1
7月	1	14	6	7	13	3	3	1	2	4	2
8月	2	12	8	1	7	2	2	1	5	2	5
9月	3	3	1	0	12	5	0	0	0	4	4
10月	1	11	6	0	11	3	0	1	1	6	2
11月	6	10	7	1	17	7	1	0	0	1	3
12月	3	8	5	0	6	2	0	0	0	3	2
1月	2	1	0	0	3	0	0	1	0	1	2
2月	2	1	0	1	13	0	0	0	0	0	1
3月	1	3	4	0	13	0	0	1	1	0	3
合計	22	73	49	10	113	27	6	5	10	21	25

6. 支援調整会議

(1) 支援調整会議の内容について（毎月開催分）

生活困窮者自立支援法において実施する自立相談支援事業は、生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個々人の状態にあった支援計画（プラン）の作成、評価を行い、関係事業との連携を含めた包括的な支援を行うものとされています。そして、そのプランおよび評価について支援内容の調整・確認を行う支援調整会議が、自立相談支援事業実施要綱に位置付けられています。

そこで野洲市では、自立相談支援事業実施要綱に基づく支援調整会議として、以下を目的として実施しました。内容は、支援プランのチェックを目的とし、毎月1回（年間12回）開催しました。貧困問題に取り組む民間団体としてNPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会に委託し、弁護士や司法書士の法律家の派遣を受けています。

■支援調整会議の目的

- ・プラン内容の妥当性についての関係機関・関係者間の確認
- ・関係機関・関係者間の協議の上で、プランについて必要な修正を実施
- ・プランに基づく今後の支援の支援方針及び各機関・関係者の役割の確認

■構成員

毎月1回実施する支援調整会議の構成員については、以下の団体です。

- (1) 生活困窮者問題に取り組む民間団体
(NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会)
- (2) 草津公共職業安定所
- (3) 野洲市市民部市民生活相談課
- (4) その他総括者が必要と認める機関又は団体

(2) 支援会議について

生活困窮者自立支援法改正に伴って、平成31年12月に「野洲市くらし支えあい条例」を改正し、同条例の第25条において支援会議の設置を規定しました。改正前の第25条は、支援調整会議の設置を規定するものでしたが、改正後は第25条第1項にて支援会議の設置を規定し、第2項で支援会議の名称を支援調整会議と称すると定めています。既存の支援調整会議に支援会議の機能を付加する形で支援会議を設置し、平成31年1月から運用を開始しています。 *野洲市支援調整会議設置要綱参照

■支援調整会議（毎月1回開催）

回 日程	法律家名	内容	
第1回 4/27	羽田 慎二 司法書士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	24件 10件
第2回 5/25	永芳 明 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	12件 8件
第3回 6/29	永芳 明 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	22件 14件
第4回 7/27	元永佐緒里 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	28件 14件
第5回 9/12	黒田 啓介 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	39件 18件
第6回 9/28	高橋 陽一 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	22件 13件
第7回 10/26	永芳 明 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	26件 19件
第8回 11/30	黒田 啓介 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	28件 19件
第9回 12/21	元永佐緒里 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	16件 8件
第10回 1/25	土井 裕明 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	22件 8件
第11回 2/20	土井 裕明 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	23件 16件
第12回 3/22	元永佐緒里 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	42件 31件
合計		・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	304件 178件

7. 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業

■多機関の協働による包括的支援体制構築事業の目的

本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図ることを目的にしています。そこで野洲市では、本事業を活用して生活困窮者支援事業を実施している市民生活相談課に相談支援包括化推進員を配置し、相談支援員と連携して一体的なチーム体制を整備して、困り事を抱える人を包括的に相談できる体制を整備しています。

■野洲市相談支援包括化推進会議設置要綱について（平成29年4月1日告示第51号）

生活困窮者等に対する包括的な支援体制を構築するため、野洲市相談支援包括化推進会議を設置しました。包括化推進会議では、下記業務を行ないます。

- (1) 各相談支援機関の業務内容の理解
- (2) 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法の検討
- (3) 地域住民が抱える福祉ニーズの調査
- (4) 地域に不足する社会資源創出の手法の検討
- (5) その他包括的な支援体制を構築するために必要な事項

相談支援包括化推進会議は、総括者及び次に掲げる機関又は団体に属する者をもって構成しています。

なお、総括者は、市民部市民生活相談課長です。

- (1) 生活困窮者問題に取り組む民間団体
- (2) 草津公共職業安定所
- (3) 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
- (4) 野洲市健康福祉部社会福祉課
- (5) 野洲市健康福祉部子育て家庭支援課
- (6) 野洲市健康福祉部障がい者自立支援課
- (7) 野洲市健康福祉部高齢福祉課
- (8) 野洲市健康福祉部健康推進課
- (9) 野洲市健康福祉部発達支援センター
- (10) 野洲市健康福祉部地域包括支援センター
- (11) 野洲市市民部市民生活相談課
- (12) その他総括者が必要と認める機関又は団体

■野洲市相談支援包括化推進会の開催実績について

野洲市相談支援包括化推進会議設置要綱に基づき、年間4回の協議会を開催しました。協議会においては、市役所関係部署や地域の関係機関が集まって、「我が事・丸ごとの地域づくり推進事業」「生活支援体制整備事業」「自殺防止対策」「支援会議」の他制度について、一緒に研修を行って情報共有及び課題の検討をしました。

■平成30年度 相談支援包括化推進会議

回 日程	参加機関		内容
第1回 6/8	弁護士：高橋 陽一氏 民生委員児童委員 自治連合会会長 老人クラブ連合会事務局 シルバー人材センター 草津公共職業安定所 野洲市社会福祉協議会 ＊野洲市生活支援体制整備研究会と合同開催	社会福祉課 子育て家庭支援課 発達支援センター 地域包括支援センター 高齢福祉課 健康推進課 地域生活支援室 市民活動支援センター 市民サービスセンター 市民生活相談課	「我が事・丸ごと推進事業 彦根市における地域づくり の取り組みについて」 ●講師 ・彦根市福祉保健部社会福祉 課自立支援係 係長 土田陽介氏 副主査 小川俊氏 ・彦根市社会福祉協議会 地域福祉課長兼地域づくり ボランティアセンター所長 森恵生氏 課長補佐兼「デ」イター 松居智和氏 生活相談支援係長 城戸正隆氏 ・意見交換
第2回 8/10	弁護士：黒田 啓介氏 滋賀県健康福祉政策課 草津公共職業安定所	子育て家庭支援課 地域生活支援室 高齢福祉課 健康推進課 発達支援センター 地域包括支援センター 納税推進課 保険年金課 商工観光課 人権施策推進課 市民サービスセンター 市民生活相談課	①「滋賀県における自殺対策 計画の推進について」 ●講師 滋賀県自殺対策推進センター 精神保健福祉士 池田健太郎氏 ②「野洲市における自殺対策 計画の推進について」 ●講師 健康福祉部健康推進課 主席参事 北出綾子氏 ・意見交換
第3回 10/30	弁護士：高橋 陽一氏 草津公共職業安定所 野洲市社会福祉協議会	社会福祉課 地域生活支援室 高齢福祉課 地域包括支援センター 健康推進課 市民サービスセンター 市民生活相談課	「野洲市生活支援体制整備 事業を活用した地域づくり」 ●講師 野洲市社会福祉協議会 専門員 木村理恵氏

<p>第4回 2/8</p>	<p>弁護士：黒田 啓介氏 滋賀県健康福祉政策課 草津公共職業安定所 野洲市社会福祉協議会</p>	<p>社会福祉課 子育て家庭支援課 地域生活支援室 高齢福祉課 地域包括支援センター 市民サービスセンター 市民生活相談課</p>	<p>「野洲市支援会議の仕組み」 ●講師 市民部市民生活相談課 主事 久保田直浩氏 ・意見交換</p>
--------------------	---	---	---



～第1回 相談支援包括化推進会議～



～第2回 相談支援
包括化推進会議～

～第3回 相談支援
包括化推進会議～



～第4回 相談支援
包括化推進会議～

■相談支援包括化推進員の相談実績について

市民生活相談課に配置した相談支援包括化推進員が受付けた相談件数は、258件です。また、困り事のある人を見つけてサービスにつなげるため、次項8にある「見守りネットワーク協定」を締結し事業者・団体と締結し、地域の見守り活動を行なっています。30年度は、2協力事業者・3協力団体と協定の締結をしました。

▼多機関の協働による包括的支援体制構築事業（市民サービスセンター受付分）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①生活相談内容	10	24	12	10	8	12	7	10	9	8	8	7	125
②消費相談内容	2			1	2	2		1					8
合計(①②)	12	24	12	11	10	14	7	11	9	8	8	7	133
男性	4	7	7	7	6	9	6	4	2	6	2	3	63
10代					1								1
20代				1		1							2
30代	1	1				2	1						5
40代			2	1		1		1		1			6
50代			1	1				1	1	1		1	6
60代	2	1		2		2	3	1	1	1	1	1	15
70代		3	3		3	2	1	1		3		1	17
80代	1	2	1	2	1	1	1				1		10
90代					1								1
女性	8	17	5	4	4	5	1	7	7	2	6	4	70
20代									2				2
30代		2		1	1				1		1		6
40代	1	3	1	1		1	1	1	2		2	1	14
50代	1	2	2			1		1			3	1	11
60代		3		1	1	2		1		1			9
70代	2	5	2	1	1	1		1	1	1			15
80代	3	2			1			2	1			2	11
90代	1							1					2

▼多機関の協働による包括的支援体制構築事業（市民生活相談課受付分）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①生活相談内容	9	6	7	9	7	7	4	7	8	2	4	8	78
②消費相談内容	3	2	0	1	1	9	0	10	3	9	5	4	47
合計(①②)	12	8	7	10	8	16	4	17	11	11	9	12	125
男性	6	5	4	6	4	2	2	7	8	4	2	5	55
30代	1	1										1	3
40代								1		1		1	3
50代		1	2	1				1		1		1	7
60代	2	3	1	5	1	1	2	3	2	1	1		22
70代	3		1		2	1		1	1	1			10
80代					1			1	5		1	2	10
女性	6	3	3	4	4	7	2	10	3	7	7	7	63
20代					1			1					2
30代									1			1	
40代	1					1				1	2		5
50代	1	2	1		1	1			2	1	1	1	11
60代	2			1	1	2	2	5		2	1	2	18
70代			2	3		1		3		3	2	3	17
80代	2	1			1	2		1			1		8

8. 見守りネットワークについて

(1) 概要

見守りネットワークとは、これまで行われてきた地域による見守り活動をさらに発展・推進するため、事業者及び自治組織や地域の団体等（以下「事業者等」といいます。）の協力を得て、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者等の対象となる市民が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう見守り、支えあう仕組みです。

配慮が必要となる市民の多くは自ら相談できないケースが多く、少しでも早く支援につなげることが必要となるため、見守りネットワークの対象となる市民は、高齢者に限らず、障がい者や子ども、生活困窮者等もその対象としています。

(2) 見守りネットワークの仕組み

市と協定を締結した事業者等は、その事業の中で市民の異変を発見した場合には、市に異変を通報します。通報を受けた市は、関係課と連携し、状況の確認と支援を行います。見守りネットワークの仕組みの詳細については、「見守りネットワーク連携図」を参照してください。

(3) 協定を締結した事業者等

平成 30 年度は、2 事業者 3 団体と見守りネットワーク協定を締結しました。野洲市と見守りネットワーク協定を締結している事業者等は、合計で 27 事業者 9 団体となります。協定を締結した事業者の詳細は次のとおりです。

●平成 30 年度協定事業者等（2 事業者 3 団体）

- ・滋賀県司法書士会
- ・一般社団法人滋賀県財産管理承継センター
- ・滋賀弁護士会
- ・株式会社きずな
- ・特定非営利活動法人ふれあいワーカーズ

●平成 29 年度協定先事業者等（9 事業者 2 団体）

- ・株式会社 OVO ピタットハウス野洲店 様
- ・からだ元気治療院 心陽守山店 様
- ・KDDI 株式会社 コンシューマ関西支社 コンシューマ滋賀支店 様
- ・株式会社京都銀行 守山支店 様
- ・第一生命保険株式会社 滋賀支社 様
- ・株式会社ダスキン クリーン・ケア営業本部 近畿地域本部 様
- ・明治安田生命保険相互会社 滋賀支社 様
- ・ヤマト運輸株式会社 滋賀主管支店 様
- ・株式会社ポーラ 京都センター 様
- ・野洲市国際協会 様
- ・親子英語サークル Honey 様

●平成 28 年度協定先事業者等（16 事業者 4 団体）

- 株式会社エコシティサービス 様
- 大阪ガス株式会社 様
- おうみ富士農業協同組合 様
- 有限会社北村新聞店 様
- 京滋ヤクルト販売株式会社 様
- 湖東開発株式会社 様
- 株式会社滋賀銀行 様
- 滋賀中央信用金庫 様
- 生活協同組合コープしが 様
- 有限会社たちいり 読売センター野洲 様
- 西日本電信電話株式会社 様
- 株式会社平和堂 様
- 野洲市内郵便局及び幸津川郵便局 様
- 滋賀県LPガス協会 様
- 守山野洲医師会 様
- 野洲市社会福祉協議会 様
- 野洲市商工会 様
- 野洲市老人クラブ連合会 様
- NPO 法人篠原シニネット 様
- 株式会社沙門 朝日新聞サービスアンカー草津西 様

事業者・関係機関等

緊急時！

警察 110 番
消防・救急
119 番

○ 対象者の異変とは ○

- 訪問時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく呼び出しても応答がない。
- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 見慣れない人が家に入出入りするようになった。
- 買い物に来たとき又は配達したときに、お金の勘定が出来ない、同じものを頻繁に購入しているなど様子がおかしい。
- 金融機関でまとまったお金を下ろそうとする。
- コンビニで高額な電子マネーを購入しようとする。
- 宅配便を届けたときに、頼んだ覚えがない商品だと不審がる。
- 老人会といった地域の集まりや行事にいつも参加しているのに、急に来なくなった。
- ゴミをうまく分別できなくなった、またゴミをため込むようになった。
- 頻繁に罵声が聞こえたり、物を投げる音があるなど、虐待、暴行を受けているおそれがあると思われたとき。
- 服装が不自然なまま外出している。
- 家賃や自治会費等の支払ができず、生活に困っているようだ。
- 常に泣き声が聞こえる。
- 不自然なあざややけどがある。
- 衣類や身体が不潔である。
- 無表情や大人を見るとおびえる様子が見受けられる。
- 早朝、夜間に子どもが一人で歩いている。



※上記に限らず、性別年齢を問わず様子がおかしいと感じたときは、ご連絡ください。

個人情報に配慮の上、
通報者へフィードバック

◎平日 8:30~17:15

《 通報窓口 》

市民生活相談課 587-6063

※通報内容を振り分け、連絡

《障がい者虐待》

地域生活支援室

587-6169

《児童虐待》

家庭児童相談室

587-6140

《高齢者虐待》

地域包括支援センター

588-2337

虐待が疑われる場合

◎土、日、休日、開庁以外の時間

【野洲市役所代表】 587-1121

※担当課から折り返し連絡します。

9. 学習支援事業 YaSchool (やすクール)

平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援法において、子どもの貧困連鎖を断ち切ることを目的として、「学習支援事業」が自治体の任意事業として位置付けられています。そこで当市では、庁内各課及び関係機関で検討を重ね、「やすクール」と名付け開校しました。

学習指導だけでなく、居場所支援として調理実習やゲームなどのお楽しみ会も行いました。また、高校中退防止の観点から、やすクールの卒業生については、高校生の受入れをしましたが、学校や将来の悩みを話すなど、息抜きの場として、毎回参加する子どもなど、居場所機能としての効果がありました。

地域の協力については、青年農業クラブからお米の寄付を受け、野洲市社会福祉協議会の連携で地域ボランティアによる「おにぎり隊」の協力を得て毎回おにぎりや味噌汁を提供するなど、地域ぐるみで取り組みが広がりました。

今年度、高校受験をした18人全員が進学することができました。

■平成30年度学習支援事業実績報告書

事業名	野洲市学習支援事業 YaSchool (やすクール)	期 間	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
委託者	野洲市	受託者	NPO法人反貧困ネットワーク 滋賀・びわ湖あおぞら会

事業概要

■実施方法

- ①対象者 野洲市内に在住する生活困窮世帯の中学生
やすクールに登録のあった高校生
- ②会 場 コミュニティーセンターやす 3階4部屋をフルに活用
- ③日 時 毎週水曜日 18:00～20:30
- ④実施回数 学習会(47回) (内:お楽しみ会2回)
- ⑤登録者数 中学生32人 高校生7人 合計39人
全員がひとり親家庭世帯(内:生活保護世帯2人)
参加人数878人(中学生/859人 高校生/19人)
- ⑥学習ボランティア 法律家、建築士、塾講師、会社員などの社会人や大学生
*延べ参加人数 スタッフ134人/学習ボランティア540人

⑦学習支援内容

- ・子どもの学力に合わせて教材を準備し、1～2人対応の個別指導を行った。
- ・高校受験をする中学3年生対象に8月、1月に入試対策の個別指導を実施した。
- ・学習会の中で適宜、スタッフが子どもと面談を実施し、家庭での学習状況や学校の成績、将来の進路希望をヒアリングした。子ども自身の特性を把握するように努めた。また毎回の学習内容について個別のファイルを作成し個々の学習管理をした。
- ・学習支援終了後に、参加した学習ボランティア交えミーティングを行ない、個々の子どもの学習進捗状況等を共有した。

- ・学習支援事業の事務局である市民生活相談課が野洲市要保護児童対策協議会のメンバーになり、学校との情報共有を行なった。
- ・市民生活相談課が全6回のスクールソーシャルワーカー連絡協議会に参加し、課題のある子ども等の情報共有を行なうなど、教育委員会から派遣してもらっているスクールソーシャルワーカーとの連携を行なった。
- ・学習支援の中で子どもの異変に気づいたケースで、市民生活相談課に情報提供し、市民生活相談課が学校や医療機関と連携して見守り支援を行なった。
- ・学習支援だけではなく、野洲市社会福祉協議会の協力を得て、民生委員・児童委員含む地域住民の協力により、おにぎり味噌汁を提供し学習が始まる前の居場所となった。また、協力くださるボランティアと子どもたちとの交流の場として、1月に餅つき大会等お楽しみ会を開催した。

⑧高校進学のための学費等の手続き支援

- ・公立高校、私立高校の進学に必要な学費確保をするため、子どもの状況を市民生活相談課と情報共有して奨学金や貸付等の申請手続きの情報提供等を行った。

⑨高校生の中退防止の居場所支援

- ・高校中退防止の観点から、ヤスクール登録のある子どもについては、高校生受け入れを行なっているが、進路の相談や家庭や学校の悩みを話すなど、息抜きの場として、居場所機能としての効果があった。
- ・高校でいい成績を取ったときに見せに来るなど、自己肯定感を持つようになった。
- ・やすクールの卒業生が学習ボランティアの協力をするなど、役割を担ってくれた。

■学習支援事業の課題

- ・基礎学力の低い子どもが多く、マンツーマンで対応するのにも個別に学習状況を把握していく必要がある。
- ・学習ボランティアの確保と定着。
- ・教育委員会の協力を得てSSWを派遣してもらっているが、課題のある子どもの対応について、家庭訪問などの対応を含めたSSWの活用を検討が必要。
- ・発達障がいや知的障がいなど、子どもの特性に合わせた支援が出来る人材が必要。
- ・中主地域で送迎が困難な子どもの参加支援の検討が必要。

■お楽しみ交流会

勉強だけではなく、冬休みの餅つき大会、修了式あとのビンゴゲームなど、調理実習やゲームをとおして子ども達とボランティアとの交流を図り親睦を深めた。調理実習では、野洲市社会福祉協議会と連携しおにぎりボランティアの皆さんの協力を得て行った。

日付	内容	生徒参加人数	ボランティア数
1月12日	餅つき大会 調理実習 ゲーム大会 (コミセンやす)	中学生8人	おにぎり隊8人 野洲市社協1人 学習ボランティア5人

3月20日	卒業・修了式 懇話会、ゲーム大会 (コミセンやす)	中学生 16人	おにぎり隊 10人 野洲市社協 1人 学習ボランティア 14人
参加者数合計		中学生 24人	おにぎり隊 18人 野洲市社協 2人 学習ボランティア 19人

■関係機関との連携

- ・青年農業クラブからお米 100 キロ、もち米 2 升の寄付を受け、野洲市社会福祉協議会との連携で地域住民による「おにぎり隊」の協力を得て、毎回おにぎりの提供を受けた。
- ・おにぎりボランティア運営会議に参加（平成 31 年 2 月 27 日）し活動の振り返りと 31 年度の活動等について協議をした。
- ・市役所の関係機関（事務局：市民生活相談課）子育て家庭支援課、社会福祉課、学校教育課、協働推進課、人権施策推進課、及び野洲市社会福祉協議会、民生委員児童委員おにぎりボランティアで組織する野洲市学習支援運営協議会に参加し、市役所との連携を充実することで事業をスムーズに行うことができた。
- ・教育委員会の協力を得て、スクールソーシャルワーカーの派遣を受け、課題のある生徒の話聞き、その状況を教育委員会にフィードバックしてもらった。
- ・高校進学に伴う下記手続きについて、子育て家庭支援課、税務課、野洲市社会福祉協議会、滋賀県社会福祉協議会、滋賀県と連携し申請支援を行った。

高等学校等就学支援金	滋賀県教育委員会 事務局教育総務課 滋賀県総務部 私学・大学振興課 * 税務課
滋賀県私立高等学校等特別修学補助金	滋賀県総務部 私学・大学振興課 * 税務課
滋賀県奨学資金	滋賀県教育委員会 事務局教育総務課
生活福祉資金貸付（教育支援資金）	野洲市社会福祉協議会 滋賀県社会福祉協議会
母子父子寡婦福祉資金貸付	滋賀県健康医療福祉子ども・青少年局 * 子育て家庭支援課

■高校進学

・ 中学 3 年生の 18 人が全員進学した。

* 公立高校 16 人 * 私立高校 2 人

■登録者数

中学生 32 人 高校生 7 人 合計 39 人（平成 31 年 3 月 31 日時点）

学年	男子生徒	女子生徒	合計人数
1 年	2	3	5
2 年	4	5	9
3 年	11	7	18
中学生合計	17	15	32
高校生	3	4	7
合計	20	19	39

■中学校別

中学校	学年	男子	女子	合計
野洲中学校	1 年生	0	0	0
	2 年生	1	2	3
	3 年生	4	2	6
小計		5	4	9
野洲北中学校	1 年生	2	3	5
	2 年生	2	3	5
	3 年生	5	3	8
小計		9	9	18
中主中学校	1 年生	0	0	0
	2 年生	1	0	1
	3 年生	2	1	3
小計		3	1	4
市外中学校	1 年生	0	0	0
	2 年生	0	0	0
	3 年生	0	1	1
小計		0	1	1
中学校合計		17	15	32
高校生		3	4	7
合計		20	19	39

■参加者実績（年間）

回数	参加生徒数	スタッフ	学習ボランティア
47回	中学生 859人 高校生 19人	延べ131人	延べ540人

平成 30 年度野州市学習支援事業

～YaSchool～

～開校式～



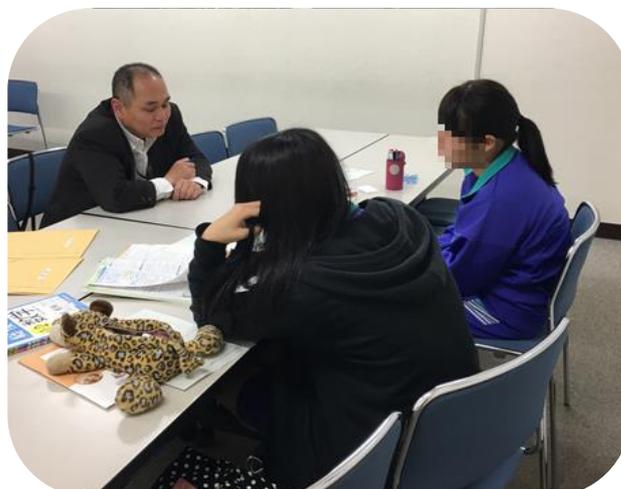
校長である市長の開校の挨拶から始まりました。
おにぎりボランティアさん、学習ボランティアさんの自己紹介もありました！

～ミーティング～



スタッフ間でよりよい授業に向けて話し合います！

～学習風景～



一生懸命勉強してます！

～休憩時間～



おにぎり食べて、学習に備えます！

～もちつき大会～



おもちつき



おにぎりボランティアの皆様、いつも美味しいおにぎりありがとうございました！



野洲市青年農業者クラブの皆様おいしいお米を寄付していただきありがとうございました！



ご協力ありがとうございました！

～卒業式・修了式～



市長からの卒業証書の授与



おにぎりボランティアの皆様が卒業生にお花をプレゼントして下さいました！



おにぎりボランティアの皆様による送る



卒業
おめでとう！

平成30年度

ヤスクール

YaSchool生徒募集!

中学生対象

要事前申込

勉強したい、させたい・・・
そんなあなたを応援します！

YaSchool概要

- 【期間】平成30年4月～平成31年3月末まで
原則、毎週水曜日18:00～20:30
- 【会場】コミュニティセンターやす3階
- 【対象】市内に在住する中学校1～3年生
- 【方法】個別指導、自主学習方式(レベルに合わせて対応)
※談話室も併設しますのでお話だけでもお気軽に！
- 【講師】社会人・大学生が中心です。
- 【費用】無料 ※体験利用もお気軽に！

まずは、お問い合わせください！



<申し込み・お問い合わせ>

野洲市役所 市民生活相談課

でんわ077-587-6063

Fax 077-586-3677

メール soudan@city.yasu.lg.jp

平成30年度 野洲市生活困窮者支援事業

YaSchool?



勉強したいけど、自分の部屋がない。
学校の授業ではなかなか先生に聞けない、など
YaSchoolはいろんな理由のあるみんなを応援します！
人生の先輩と一緒に社会を生きぬく力を身に付けよう！

<YaSchoolの目標>

これからの人生を生き抜くためのチカラを身に付ける

マナー

ルール

あきらめない

将来の仕事

<スタッフ>

- ・社会人や地域の大人、学生などいろんな人がお手伝い！



<タイムテーブル>

18:00

18:20

18:30

19:15

19:25

20:10

軽食・懇談

ウォーミング
アップ

学習

休憩

学習

<会場地図>

コミュニティセンターやす



YaSchoolで チャレンジ!

<申し込み・お問い合わせ>

野洲市役所 市民生活相談課

でんわ077-587-6063

Fax077-586-3677

メール soudan@city.yasu.lg.jp

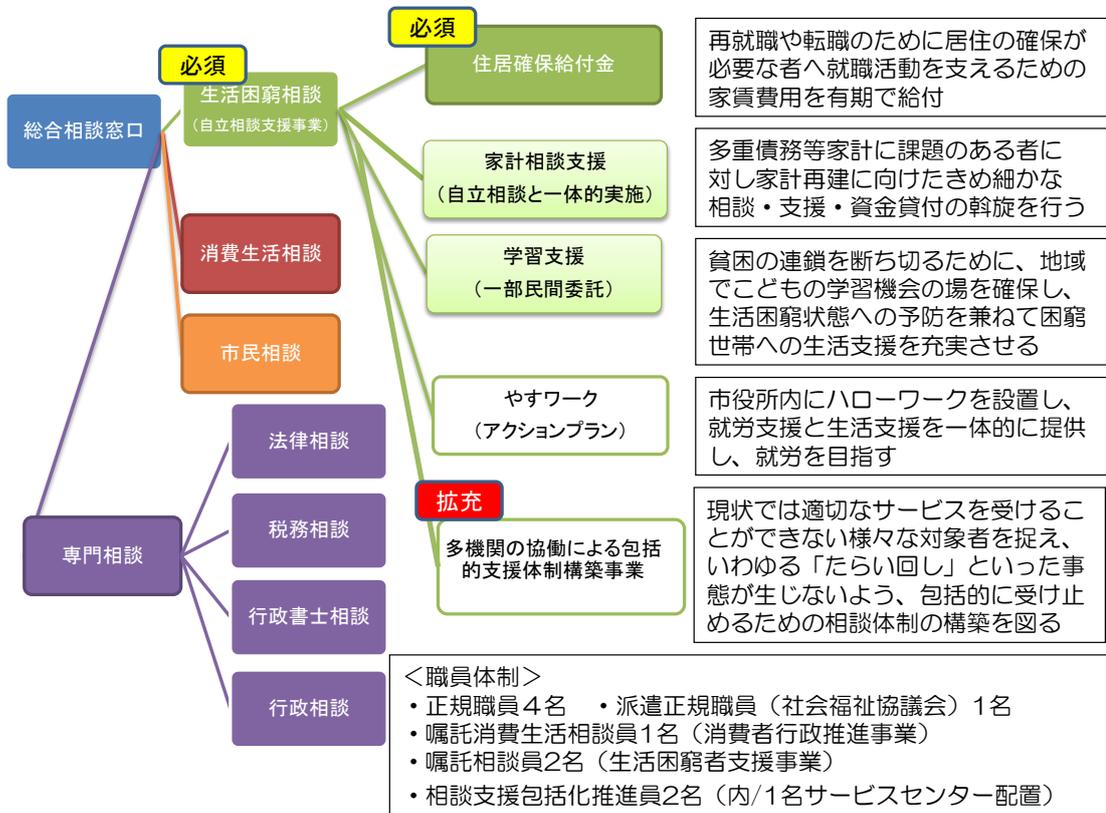
平成30年度 野洲市生活困窮者支援事業

參考資料

平成30年度 予算事業資料

野洲市 市民生活相談課

平成30年度 市民生活相談課の業務・体制

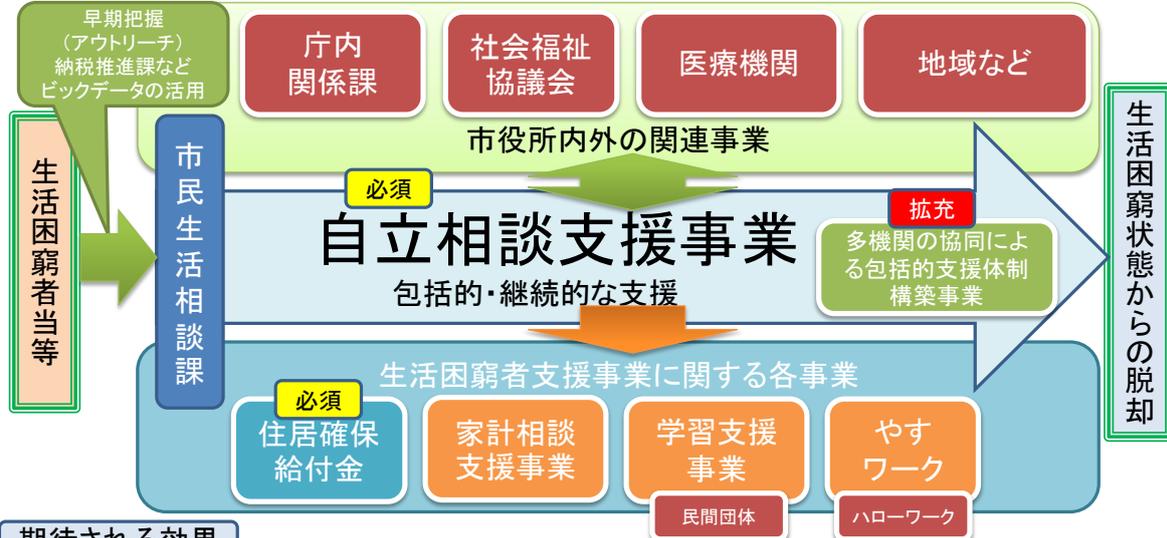


平成30年度 野洲市生活困窮者自立相談支援事業について

必須
3/4負担

事業の概要

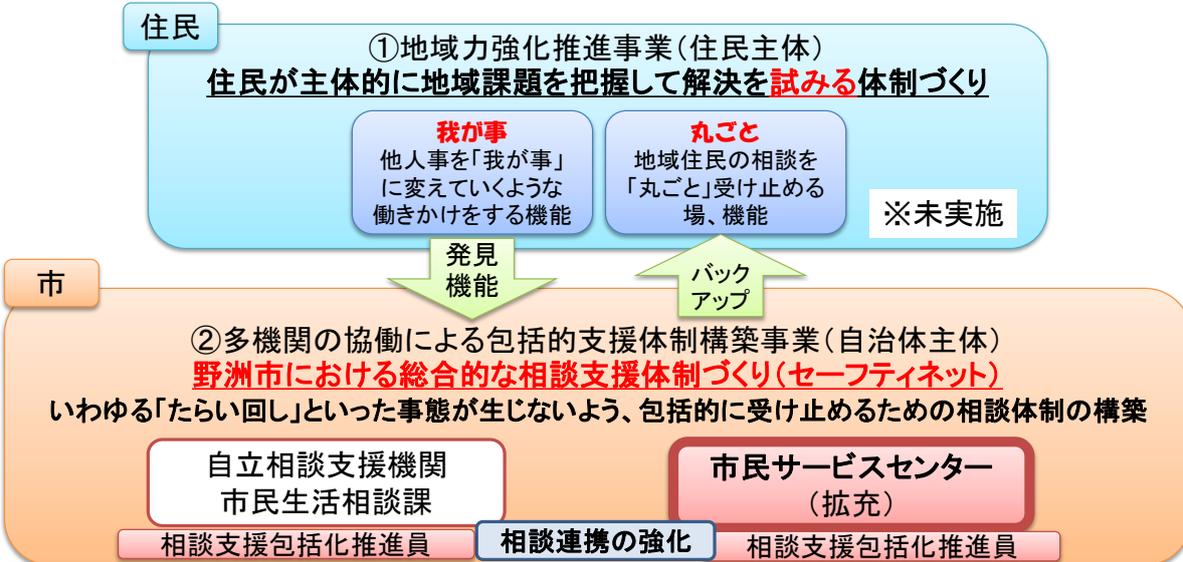
- 野洲市くらし支えあい条例第2条に位置付けられた、経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民を生活困窮者等として対象にとらえ、条例をフル活用し、相談者の発見から支援にかけて取り組む。
- 野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱や債権管理条例を活用し、庁内関係機関との連携から生活困窮者の早期発見を行う。
- 学習支援事業等生活困窮者支援事業に関する各事業は自立相談支援事業の強化を図るメニューとして位置づけ実施する。
- 家計相談支援事業や多機関の協働による包括的支援体制構築事業(たらい回さない事業)は、自立相談支援事業内に位置づけて実施し、一体的な相談体制を整備する。中主地域の相談拠点として整備するサービスセンターと連携し相談強化を図る。
- 在宅状態から就労等による社会参加に向けて、生活支援と就労支援を一体的に提供するやすワークの活用を進める。



- 重篤な生活困窮状態に至る前段階から早期の支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期脱却を支援。
- 生活困窮者に対し支援メニューが届くことで、相談支援機能が強化され市民の安心・安全な暮らしが守られる。

平成30年度野洲市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

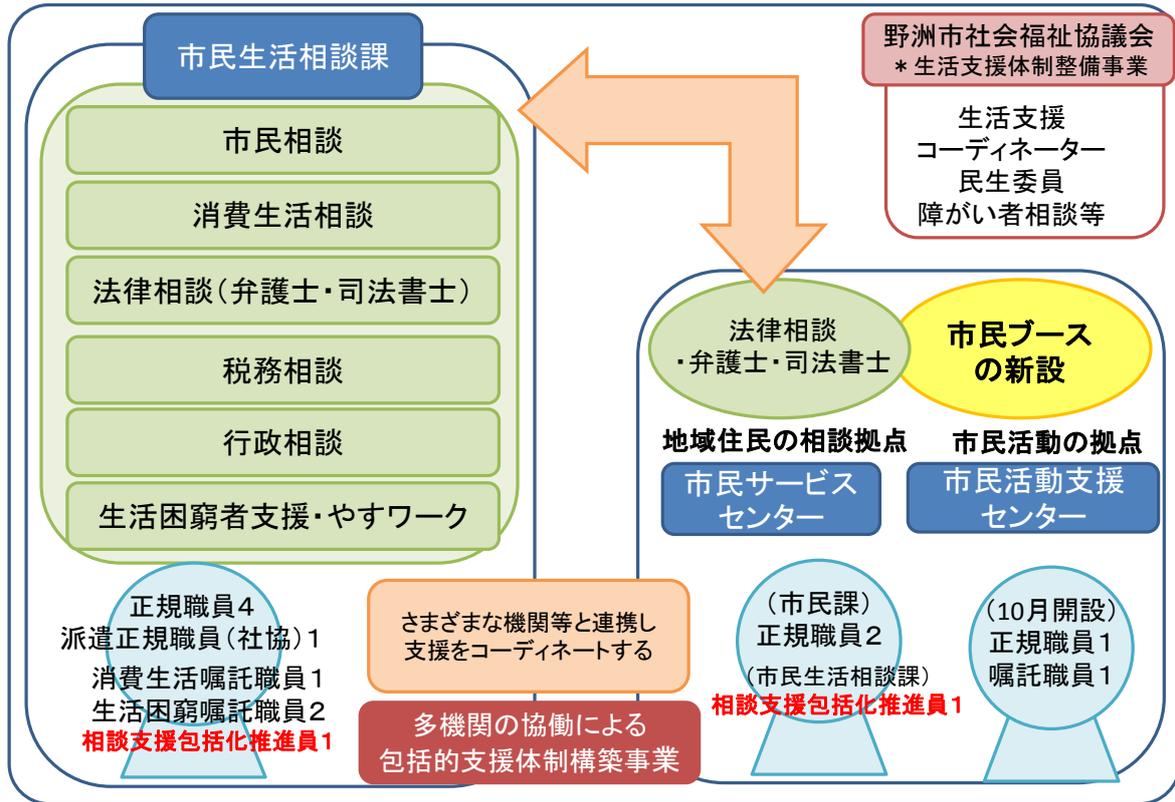
拡充
3/4補助



事業概要

- 少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合っていくことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところである。
- これを踏まえ、地域共生社会の実現を確実なものとするため、
 - ①住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり 及び
 - ②市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくり を支援し、推進することを目的とする。

市民サービスセンターの拡充(多機関協働による包括的支援体制構築事業)



平成30年度 野洲市住居確保給付金事業について

必須
3/4負担

事業概要

○ 就労意欲・能力のある離職者のうち、住宅を失った、または失う恐れのある人を対象に、住宅の確保(住宅喪失の予防)と再就職の支援を実施。市役所とハローワークによる支援をやすワークを中心に行い、賃貸住宅の家賃を有期限で支給(生活保護の住宅扶助額)。
※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業を制度化された必須事業。平成27年度より、社会福祉課から市民生活相談課にて実施中。

野洲市の住宅支援給付制度の概要及び実績

☆支給額 = 家賃額 - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

※支給額及び家賃額の上限は生活保護の住宅扶助額が上限

➢ 支給対象者: 離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、

①現在住居がない又は ②住居を失うおそれのある者

➢ 支給要件: ①収入要件: 下表「収入基準額」以下

※基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)

②金融資産要件: 下表「金融資産額」以下※基準額×6(上限100万円)

世帯人数	基準額	家賃額(上限額)	収入基準額	金融資産額
1人	7.8万円	3.5万円	11.3万円	46.8万円
2人	11.5万円	4.2万円	15.7万円	69万円
3人	14.1万円	4.6万円	18.7万円	84.6万円
4人	17.5万円	4.6万円	22.1万円	100万円

③就職活動要件: 原則週1回以上の求人先への応募、ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➢ 支給期間 原則3か月間

(就職活動を誠実にしている場合は(最長9か月まで))

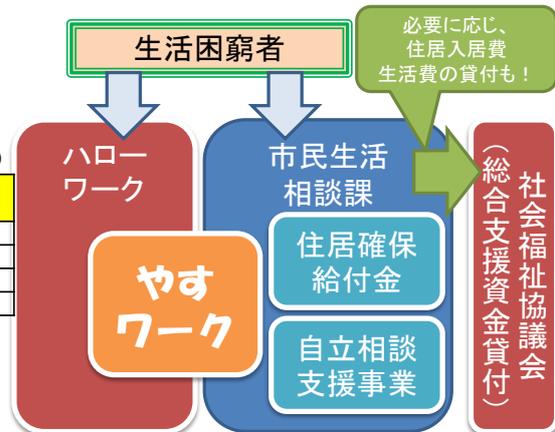
◆ 支給決定実績(平成29年度*11月末時点)

延べ件数 17件 実績金額 690,300円

期待される効果

○ 通常、受給後の職業相談や面接支援は、ハローワークと市役所それぞれに出向いて対応する必要があるが、やすワークを活用することで就労支援と生活支援をワンストップに提供することができ、効率的で効果的な支援が行える。

○ 支給期間は3か月ごとの更新で通常最長6か月。自立相談支援事業が実施する就労支援を受けることで最長9か月間になる。



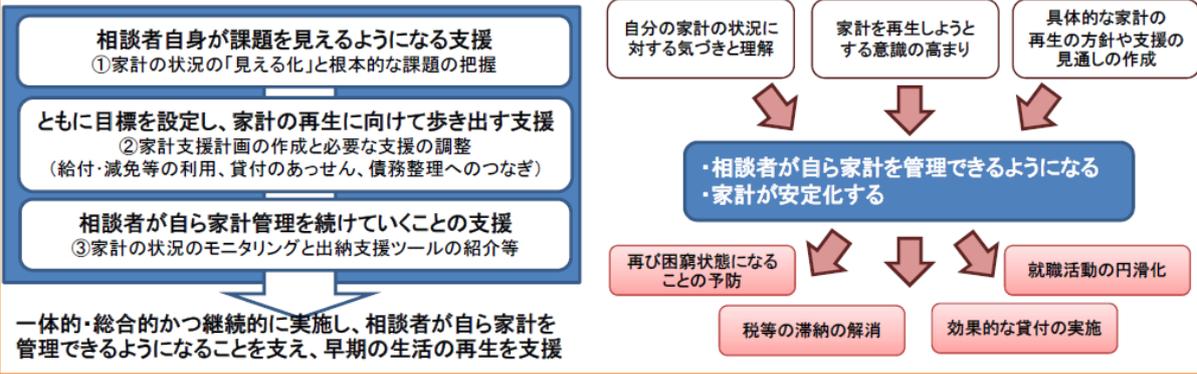
平成30年度 家計相談支援事業について

任意
1/2補助

事業概要

- 家計相談支援事業は、家計の見える化を進め、
 - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援計画を作成
 - ② 生活困窮者の家計の再生に向けたきめの細かい支援(公的制度の利用支援、家計表の作成等)
 - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
 - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。
- 直営で実施していることから、適正課税化、各種手当等のもらい忘れ防止等まずは庁内の各種制度等を活用することから始める
- 今年度も自立相談支援事業と一体的に実施し、より一層の相談支援の事業効果を期待する

支援のイメージ



期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。
- 自立相談支援事業と一体的に実施することで、相談支援の事業効果が加速する。
- 就労支援における、必要額の把握などが具体的に行え、具体的な就労支援活動にも役立てられる。

平成30年度 学習支援事業について(一部委託)

任意
1/2補助

事業概要

- 教育と福祉が一体的に取り組み、子ども(中学生)や世帯への学習支援・生活支援を届ける
- 生活困窮世帯の子どもに対し学習習慣を身につけさせ、学力によって貧困の連鎖を断ち切ること、貧困に陥ることを予防する
- 学習支援を通してさまざまな大人(社会人や学生)と出会い、生きぬく力を身につける
- 子どもへのアプローチから生活困窮世帯へ生活支援を届け、生活困窮状態からの脱却を図る
- 本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築する
- ◎ 本年度から、高校中退防止として本事業の卒業生等に対し居場所等の支援機能を追加する

野洲市学習支援事業YaSchool

・目的: **生き抜く力を身につける**

- ① 子どもたちに対し、貧困連鎖を断ち切ること、貧困に陥ることを防ぐために、学習習慣を身につけること目的に実施する。
- ② 生活困窮世帯に必要な生活支援を届け生活困窮状態からの脱却を図る。
- ③ 本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築する。

- ・対象: 市内に在住する中学校1~3年の子どもがいる生活困窮世帯を対象とする。
原則的に、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯とする。
- ・方法: 学習支援に関する経験を有する民間団体に委託し、実施する
コミセンを活用し週1日夜間、(長期休暇、高校入試前は別日も開催予定)



期待される効果

- 教育と一体的に支援を行うことで、子どもから生活困窮世帯へのアプローチが可能となり、生活支援が充実する。
- 学習機会の保障を行うことで、子どもの学力が向上し、貧困の連鎖防止、予防が行える。
- さまざまな職業の大人と触れ合うことで、子どもの進路選択などに幅が広がる。
- 本事業が地域の拠点となり、最終的には、地域で地域の子どもの地域で育てる体制が構築される。

○野洲市生活困窮者等支援事業実施規則

平成 27 年 4 月 1 日

規則第 31 号

改正 平成 28 年 9 月 26 日規則第 56 号

(題名改称)

改正 平成 30 年 10 月 1 日規則第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市が、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項第 4 号に規定する生活困窮者等が抱える生活上の諸課題の解決及び生活困窮者等の生活再建に資することを目的として実施する生活困窮者等支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活困窮者等自立相談支援事業 生活困窮者等、生活困窮者等の家族その他の関係者に対し、法第 3 条第 2 項の生活困窮者自立相談支援事業を行う事業をいう。
- (2) 生活困窮者等家計改善支援事業 生活困窮者等に対し、法第 3 条第 5 項の生活困窮者家計改善支援事業を行う事業をいう。
- (3) 子どもの学習・生活支援事業 法第 3 条第 7 項の子どもの学習・生活支援事業をいう。
- (4) 生活困窮者住居確保給付金支給事業 法第 6 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金を支給する事業をいう。
- (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 3 第 1 項に規定する事業をいう。

(事業内容)

第 3 条 市は、支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活困窮者等自立相談支援事業
- (2) 生活困窮者等家計改善支援事業
- (3) 子どもの学習・生活支援事業
- (4) 生活困窮者住居確保給付金支給事業
- (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生活困窮者等が抱える生活上の諸課題の解決及び生活困窮者等の生活再建を図るために必要な事業

2 市長は、前項に掲げる支援事業の全部又は一部について、適切な支援事業の運営ができると認められる事業者に委託することができる。

(利用の申請)

第 4 条 支援事業を利用しようとする者は、野洲市生活困窮者等支援事業利用申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。ただし、子どもの学習・生活支援事業及び地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業は除く。

2 生活困窮者住居確保給付金支給事業を利用しようとする者は、別に定める申請書等を前項の申請書に添えて市長に提出しなければならない。

3 子どもの学習・生活支援事業を利用しようとする者は、別に定める申請書等を市長に提出しなければならない。

(関係機関との連携)

第5条 市長は、生活困窮者等に対する包括的な支援体制を構築するために、弁護士、司法書士、公共職業安定所、医療機関その他の関係機関との連携を図るものとする。

(留意事項)

第6条 第3条に規定する支援事業の実施にあつては、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年2月4日付職発0204第1号厚生労働省職業安定局長、社援発0204第1号厚生労働省社会・援護局長通知)、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について」(平成27年3月27日付社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(平成27年3月6日付社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)その他関連通知を参照するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(表)
野洲市生活困窮者等支援事業利用申込書

(宛先) 野洲市長	申込日	年 月 日
私は、野洲市生活困窮者等支援事業実施規則第4条の規定により生活困窮者等支援事業の利用を申し込みます。		

■基本情報（書ける範囲でご記入ください。）

ふりがな		性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()	
氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	
住 所	〒 -			
電話番号	自 宅 () -	携 帯	() -	
家 族	同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含んで____人) <input type="checkbox"/> 無	別居の家族	<input type="checkbox"/> 有(____) <input type="checkbox"/> 無
	婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他(____)	子 ども	<input type="checkbox"/> 有(____人→扶養の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無
健康状態	<input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 良くないため通院している <input type="checkbox"/> 良くないが通院していない (通院先:____)(服薬・既往歴等:____)			
食 事	<input type="checkbox"/> 食べている <input type="checkbox"/> 食べていない(理由:____)			
障 害 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 知的(手帳 有・無) <input type="checkbox"/> 精神(手帳 有・無) <input type="checkbox"/> 身体(手帳 有・無)) <input type="checkbox"/> 無			
就 労	<input type="checkbox"/> 就労していない <input type="checkbox"/> 就労している(就労先:____)			
住 居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> その他(____) ※ローン・家賃____万円/月			
収入状況	世帯収入(____円)	貯 金	貯 金(____円)	
	本人収入(____円)	所 持 金	所 持 金(____円)	
借 金	<input type="checkbox"/> カード(____万円) <input type="checkbox"/> 消費者金融(____万円) <input type="checkbox"/> 銀行(____万円) <input type="checkbox"/> 知人(____万円)			
滞納状況	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 住民税(市・県民税) <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> その他(____) ※滞納額(____万円)			
年 金	<input type="checkbox"/> 受給中(____年金____円/2箇月 ____年金____円/2箇月) <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 加入中 (<input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 全額納付 <input type="checkbox"/> 減免(全額・3/4・半額・1/4) <input type="checkbox"/> 納付猶予等(____))			
健康保険	<input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> 国民健康保険(普通・短期・資格) <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 不明 ※国民健康保険の場合 (<input type="checkbox"/> 全額納付 <input type="checkbox"/> 分納 <input type="checkbox"/> 滞納 <input type="checkbox"/> 軽減(2割・5割・7割) <input type="checkbox"/> 減免(____))			
来談者 ※ご本人以外の場合	氏 名		ご本人との関係	<input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄:____)
	電話番号	() -		<input type="checkbox"/> その他(____)

■同意欄

<p>野洲市長 様</p> <p>私は、野洲市が実施する生活困窮者等支援事業に関し、生活困窮状態の解消と生活の再建の目的のために限り、野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱別表の委員において、私の個人情報を収集し、保有し、利用し及び提供すること並びに外部（弁護士、司法書士、社会福祉協議会、公共職業安定所その他目的を達成するため必要となる者及び機関）に提供することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">____年____月____日 本人署名 _____ ㊟</p>
--

(裏)

■ご相談の内容（お困りのこと）

ご相談されたい内容に○をつけてください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をつけてください。					
	病気や健康、障害について		住まいについて		収入、生活費について
	家賃やローンの支払いについて		税金や公共料金等の支払いについて		借金、債務について
	仕事探し、就職について		仕事上の不安やトラブルについて		地域との関係について
	家族との関係について		子育てについて		介護について
	ひきこもり、不登校について		DV、虐待について		食べるものがない
	その他（_____）				
ご相談されたいことや希望されることを具体的に書いてください。					

■支援メニュー

	申込メニュー	利用希望	備考
1	自立相談支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	家計改善支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3	子どもの学習・生活支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	住居確保給付金支給事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5	その他の事業		
	食料支援	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※ 該当する口には、レ印を記入してください。

※スタッフ記入欄

※当初相談経路	<input type="checkbox"/> 本人自ら連絡（来所） <input type="checkbox"/> 本人自ら連絡（電話・メール） <input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡（来所） <input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡（電話・メール） <input type="checkbox"/> 自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた <input type="checkbox"/> 関係機関・関係者からの紹介（関係機関・関係者名_____） <input type="checkbox"/> その他（_____）
※チェック項目	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害（手帳有） <input type="checkbox"/> 障害（疑い） <input type="checkbox"/> 自殺企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など） <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 多重債務・過重債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む。） <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題（識字・言語・理解等） <input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> その他（_____）
※対応結果・方針	<input type="checkbox"/> 1 情報提供や相談対応のみで終了。 <input type="checkbox"/> 2 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ。 （必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする。） （→つなぎ先の制度・専門機関：_____） <input type="checkbox"/> 3 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む。 <input type="checkbox"/> 4 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する。 <input type="checkbox"/> 5 スクリーニング判断前に中断又は終了（連絡が取れない。転居等。）。
※ID	※初回相談受付日 _____年 _____月 _____日
	※受付者 _____

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年規則第 56 号）

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年規則第 70 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

（経過措置）

2 改正後の野洲市生活困窮者等支援事業実施規則第 2 条第 3 号及び第 3 条第 1 項第 3 号の規定は、平成 31 年度以降の子どもの学習・生活支援事業の実施について適用し、平成 30 年度までの同事業の実施については、なお従前の例による。

○野洲市生活困窮者等自立相談支援事業実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日

告示第 82 号

改正 平成 28 年 9 月 26 日告示第 185 号

(題名改称)

改正 平成 30 年 10 月 1 日告示第 195 号

(目的)

第 1 条 この告示は、野洲市生活困窮者等支援事業実施規則（平成 27 年野洲市規則第 31 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項第 1 号の規定により実施する生活困窮者等自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）に関し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）及び規則に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 自立相談支援事業の対象となる者は、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号）第 2 条第 2 項第 4 号の生活困窮者等（以下「生活困窮者等」という。）及び当該生活困窮者等の家族その他の関係者とする。

(事業内容)

第 3 条 自立相談支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係機関による積極的な働きかけにより、生活困窮者等を発見し、当該生活困窮者等及び当該生活困窮者等の家族その他の関係者に対して広く相談を行うこと。
- (2) 生活困窮者等が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その置かれている状況や当該生活困窮者等の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）すること。
- (3) アセスメントに基づき、生活困窮者等に必要とされる支援等を検討し、その支援の種類、内容等を記載した計画（以下「プラン」という。）を策定すること。
- (4) プランに基づく支援の効果を適切に評価及び確認し、生活困窮者等の状況に応じた適切な就労支援も含め、当該生活困窮者等の生活の再建までを包括的かつ継続的に支えていくこと。
- (5) 生活困窮者等の早期把握や見守りを行うため、関係機関及び関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、当該生活困窮者等の社会参加や就労の場を広げていくこと。
- (6) 生活困窮者等の支援に当たっては、既存の制度や社会資源を幅広く活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発するよう努めること。

(留意事項)

第 4 条 自立相談支援事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 自立相談支援事業の利用者の個人情報収集、利用及び提供するときは、野洲市個人情報保護条例（平成 16 年野洲市条例第 10 号）その他個人情報の保護に関する関係法令を遵守すること。
 - (2) 自立相談支援事業の実施に携わる者が業務上知り得た情報を漏らさないように対策を講じること。
- 2 関係機関と自立相談支援事業の利用者の個人情報を共有する場合は、当該利用者から事前に同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについては適切な手続を踏まえるものとする。

(その他)

第 5 条 この告示に定めるもののほか、自立相談支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年告示第 185 号）

この告示は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年告示第 195 号）

この告示は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

○野洲市生活困窮者等家計改善支援事業実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日

告示第 83 号

改正 平成 28 年 9 月 26 日告示第 184 号

(題名改称)

平成 30 年 10 月 1 日告示第 194 号

(題名改称)

(目的)

第 1 条 この告示は、野洲市生活困窮者等支援事業実施規則（平成 27 年野洲市規則第 31 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により実施する生活困窮者等家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）に関し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）及び規則に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第 2 条 家計改善支援事業は、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号）第 2 条第 2 項第 4 号の生活困窮者等（以下「生活困窮者等」という。）の家計の状況を明らかにし、改善に向けて当該生活困窮者等の意欲を引き出し、アセスメント（家計診断）、家計支援計画の作成（支援の提案）、家計表等の活用及び出納管理の支援を通じて家計収支の均衡を図るとともに、当該生活困窮者等の家計管理能力を高めるために必要な支援を行う。

(事業実施の手順)

第 3 条 家計改善支援事業は、次に掲げる手順により野洲市生活困窮者等支援事業実施規則（平成 27 年野洲市規則第 31 号）第 3 条第 1 項第 1 号に基づく生活困窮者等自立相談支援事業と一体的に実施する。

(1) 相談の受付及び課題の把握

ア 生活困窮者等からの相談のほか、関係機関からの依頼により、相談を受け付ける。（関係機関と連携し、相談者である生活困窮者等の利便性を考慮して行う。）

イ 相談により、家計及び債務の状況や相談に至った経緯を把握する。

ウ 家計が崩れた原因及び家計再建の可能性を分析し、支援計画の策定の必要性及び関係機関との連携の必要性について判断する。

(2) 家計支援計画の策定

ア 家計表を作成した上で、家計収支の改善、家計管理能力の向上等を図るため、具体的な家計支援計画を策定する。

イ 必要に応じて、債務整理、成年後見制度等を実施する支援機関、生活再建に関する行政サービス等の担当窓口を紹介し、又はこれらの機関との情報共有及び調整を行う。

ウ 家計の再建に当たって、貸付が必要と判断される場合は、貸付機関をあっせんする。この場合において、相談者である生活困窮者等の状況に応じた貸付金額、償還計画等について貸付機関との連携を確保する。

(3) 支援の実施及び評価

ア 家計支援計画に基づき、家計収支の改善、家計管理の継続的な指導及び相談者である生活困窮者等からの相談への対応を行う。

イ 必要に応じ、支援機関、行政サービス担当窓口、貸付機関等に同行するなど、他制度による適切な支援につながるよう関係機関との連携を確保する。

ウ 相談者である生活困窮者等の状況に応じて、定期的に生活状況や家計管理の状況を把握し、必要に応じて家計支援計画の見直しを行う。

(4) その他

家計改善支援事業の遂行のために必要な業務を行う。

(留意事項)

第 4 条 家計改善支援事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 家計改善支援事業の利用者の個人情報を収集、利用及び提供するときは、野洲市個人情報保護条例（平成 16

年野洲市条例第10号) その他個人情報の保護に関する関係法令を遵守すること。

(2) 家計改善支援事業の実施に携わる者が業務上知り得た情報を漏らさないように対策を講じること。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、家計改善支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年告示第184号)

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

付 則 (平成30年告示第194号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この告示は、経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民（以下「生活困窮者等」という。）に対する包括的な支援体制を構築するため、野洲市相談支援包括化推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各相談支援機関の業務内容の理解
- (2) 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法の検討
- (3) 地域住民が抱える福祉ニーズの調査
- (4) 地域に不足する社会資源創出の手法の検討
- (5) その他包括的な支援体制を構築するために必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、総括者及び次に掲げる機関又は団体に属する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 生活困窮者問題に取り組む民間団体
- (2) 草津公共職業安定所
- (3) 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
- (4) 野洲市健康福祉部社会福祉課
- (5) 野洲市健康福祉部子育て家庭支援課
- (6) 野洲市健康福祉部障がい者自立支援課
- (7) 野洲市健康福祉部高齢福祉課
- (8) 野洲市健康福祉部健康推進課
- (9) 野洲市健康福祉部発達支援センター
- (10) 野洲市健康福祉部地域包括支援センター
- (11) 野洲市市民部市民生活相談課
- (12) その他総括者が必要と認める機関又は団体

2 総括者は、市民部市民生活相談課長をもって充てる。

3 総括者に事故があるとき、総括者が欠けたとき、又は総括者が必要があると認めたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、総括者が招集する。

2 総括者は、必要があると認めるときは、会議の構成員を選定することができる。

3 総括者は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 5 条 総括者、構成員及び前条第 3 項の規定により会議に出席した者は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第 6 条 推進会議の事務を処理するため、市民部市民生活相談課に事務局を置く。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、総括者が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

○野洲市支援調整会議要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 22 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日告示第 85 号

改正 平成 28 年 9 月 26 日告示第 182 号

(題名改称)

改正 平成 29 年 4 月 1 日告示第 52 号

改正 平成 30 年 12 月 27 日告示第 197 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき設置する野洲市支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）の組織及び運営について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 支援調整会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 野洲市生活困窮者等自立相談支援事業実施要綱（平成 27 年野洲市告示第 82 号）第 3 条第 3 号のプラン（以下単に「プラン」という。）の適切性に関する協議
- (2) プランの修正及びプラン終結時の評価
- (3) 社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討
- (4) 法第 9 条第 2 項に規定する生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換並びに生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、総括者が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 支援調整会議は、総括者、別表に掲げる機関又は団体に属する者及び野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱（平成 23 年野洲市告示第 113 号）別表に掲げる機関又は団体に属する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 総括者は、市民部市民生活相談課長をもって充てる。

3 総括者は、指定する構成員に対し、総括者の職務（次条第 1 項の会議の招集及び第 6 条第 2 項の会議録の承認を除く。）を代理させることができる。

4 総括者に事故があるとき又は総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 支援調整会議の会議（以下「会議」という。）は、総括者が構成員を選定して招集する。

2 総括者は、構成員に対し、法第 9 条第 3 項に規定する生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力（以下「情報の提供等」という。）を求めるために会議を招集するときは、次に掲げる事項を事前に通知しなければならない。

- (1) 当該会議は、法第 9 条第 1 項の支援会議であること。
- (2) 当該会議に出席した構成員は、法第 9 条第 5 項の規定による守秘義務を負うこと。

(通知手続の省略)

第 5 条 前条第 2 項に規定にかかわらず、総括者は、会議を速やかに招集する必要があると認めるときは、通知の手続を経ることなく会議を開催することができる。

2 総括者は、前項の規定により通知の手続を省略したときは、前条第 2 項各号に規定する事項を会議に先立って告げなければならない。

(会議録)

第 6 条 総括者は、構成員間で資料の提供等を行ったときは、会議の終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。

ない。

2 第3条第4項の規定により総括者の職務を代理した構成員は、前項の会議録を作成したときは、当該会議録を総括者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項の会議録には、議事の概要、開会及び閉会の日時、会議に出席した構成員の所属及び氏名、会議で提供された資料の内容等を記載しなければならない。

(個人情報の利用等に関する同意)

第7条 支援調整会議は、構成員間で資料の提供等を行ったときは、当該資料の提供等の対象となる生活困窮者の課題の解決及び生活困窮者の生活再建を図るため、当該生活困窮者の同意を得るよう努めなければならない。

(事務局)

第8条 支援調整会議の事務を処理するため、市民部市民生活相談課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、総括者が定める。

別表(第3条関係)

滋賀労働局

滋賀県南部健康福祉事務所

滋賀県土木交通部住宅課

滋賀県県営住宅管理センター

守山警察署

滋賀弁護士会

滋賀県司法書士会

滋賀県社会保険労務士会

社会福祉法人野洲市社会福祉協議会

野洲市民生委員児童委員協議会

自治会長

医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。)

介護サービス事業所

障害福祉サービス事業所

条例第2条第2項第4号に規定する生活困窮者等(以下「生活困窮者等」という。)への支援等を行う社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社その他の団体

その他生活困窮者等の支援等のために総括者が必要と認めるもの

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年告示第85号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年告示第182号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野洲市支援調整会議設置要綱の規定による野洲市支援調整会議の統括者及び構成員であった者は、この告示による改正後の野洲市支援調整会議要綱の規定による野洲市支援調整会議の統括者及び構成員とみなす。

付 則(平成29年告示第52号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年告示第 197 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 30 年 12 月 27 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野洲市支援調整会議要綱の規定による野洲市支援調整会議の総括者及び構成員であった者は、この告示による改正後の野洲市支援調整会議要綱の規定による野洲市支援調整会議の総括者及び構成員とみなす。

(目的)

第 1 条 この告示は、生活困窮世帯で育つ子どもの貧困が世代を超えて連鎖することがないように、当該子どもの学習の援助、当該子ども及び当該子どもの保護者等に対する学習環境、生活習慣及び育成環境の改善に関する相談その他必要な施策を講ずることにより、生活環境の整備と教育の機会の均等を図り、もって全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会を実現するために実施する野洲市生活困窮者等支援事業実施規則（平成 27 年野洲市規則第 31 号。以下「規則」という。）第 3 条第 3 号の子どもの学習・生活支援事業（以下「学習・生活支援事業」という。）に関し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 学習・生活支援事業の利用の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する子どもであって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校に在学する者で次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条第 1 項の児童扶養手当を受給している世帯に属する者

イ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条各号に規定するいずれかの保護を受給している世帯に属する者

ウ その他市長が必要と認める者

(2) 高校に在学する者で次のア又はイに該当するもの

ア 中学校在学中に学習・生活支援事業を利用したことがある者であって中学校を卒業したもの

イ その他市長が必要と認める者

(事業の内容及び支援の方法)

第 3 条 学習・生活支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学習機会の提供

(2) 将来の職業選択において有用となる取組

(3) その他必要な生活支援

2 学習・生活支援事業による支援の方法は、対象者の状況に合わせて決定するものとする。

(利用の申込み)

第 4 条 学習・生活支援事業を利用しようとする対象者は、野洲市学習・生活支援事業利用申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(費用)

第 5 条 学習・生活支援事業の費用は、無料とする。

(支援の連携)

第 6 条 学習・生活支援事業は、規則第 3 条第 1 項第 1 号の規定により実施する生活困窮者等自立相談支援事業と連携して行うものとする。

(運営協議会)

第 7 条 学習・生活支援事業の実施に際しては、包括的な支援体制を構築し、幅広く関係部局と連携するため、野洲市学習・生活支援事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を開催するものとする。

(運営協議会の組織)

第 8 条 運営協議会は、総括者及び別表に掲げる機関又は団体に属する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 総括者は、市民部市民生活相談課長をもって充てる。
- 3 総括者に事故があるとき又は総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、総括者が招集する。

- 2 総括者は、必要があると認めるときは、会議の構成員を選定することができる。
- 3 総括者は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 総括者、構成員及び前条第3項の規定により会議に出席した者は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第11条 運営協議会の事務を処理するため、市民部市民生活相談課に事務局を置く。

(留意事項)

第12条 学習・生活支援事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 学習・生活支援事業の利用者の個人情報を収集、利用及び提供するときは、野洲市個人情報保護条例（平成16年野洲市条例第10号）その他個人情報の保護に関する法令を遵守すること。
- (2) 学習・生活支援事業の実施に携わる者が、業務上知り得た情報を漏らさないように対策を講じること。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、学習・生活支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第8条関係）

学習支援事業の受託者

社会福祉法人野洲市社会福祉協議会

総務部人権施策推進課

市民部市民生活相談課

市民部協働推進課

健康福祉部社会福祉課

健康福祉部子育て家庭支援課

教育委員会事務局学校教育課

野洲市立中主中学校

野洲市立野洲中学校

野洲市立野洲北中学校

(表)

野洲市学習・生活支援事業利用申込書

(宛先)	野 洲 市 長	申 込 日	年 月 日
住 所	〒 -	ふりがな	
		申請者氏名 (保護者等)	
電 話 番 号	() -	子どもとの続柄	
<p>野洲市子どもの学習・生活支援事業実施要綱第4条の規定により、野洲市学習・生活支援事業(以下「事業」といいます。)の利用を申し込みます。また、野洲市が実施する事業に関し、生活上の諸課題の解決及び生活再建を図る目的のために限り、野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱別表の委員において、申請者及び事業を利用する者の個人情報を収集し、保有し、利用し及び提供すること並びに外部(事業の受託者、弁護士、司法書士、社会福祉協議会その他目的を達成するため必要となる者及び機関)に提供することに同意します。</p> <p>年 月 日 署名又は記名押印</p> <p style="text-align: right;">氏名: ㊟</p> <p style="text-align: right;">氏名: ㊟</p>			

■基本情報

ふりがな		生年月日	年 月 日
子どもの氏名			(歳)
性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input checkbox"="" type="checkbox/>()</td> <td>子どもの
携帯電話番号</td> <td>() -</td> </tr> <tr> <td>中 学 校</td> <td><input type="/> 野洲 <input type="checkbox"/> 野洲北 <input type="checkbox"/> 中主 <input type="checkbox"/> その他()	学 年	年 組 (担任: 先生)
アレルギーの有無	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	通 学 方 法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> その他()
緊 急 連 絡 先	①	氏 名: (続柄:) 携帯電話番号:() - 勤 務 先:会社名 電話番号() -	
	②	氏 名: (続柄:) 携帯電話番号:() - 勤 務 先:会社名 電話番号() -	
	③	氏 名: (続柄:) 携帯電話番号:() - 勤 務 先:会社名 電話番号() -	
学 習 状 況			
利用にあたっての希望・目標等			

※ 該当する口には、レ印を記入してください。

付 則

この告示は、成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年告示第 66 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年告示第 178 号）

この告示は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年告示第 31 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前の日の前日までに、改正前の野洲市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要綱の規定によりなされた申請、処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた申請、処分、手続その他の行為とみなす。